



# たかしの現況 2025

高山信用金庫ディスクロージャー  
TAKAYAMASHINKIN BANK  
DISCLOSURE



しあわせ  
人をつなぎ、幸をつなぎ、  
時をつなぎ未来へ

「飛騨の魅力伝える写真コンテスト」グランプリ「寒夜の燈」





平素は高山信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

おかげさまで当金庫は創立100期目を迎えることができました。これも偏に、地域の皆さまからの温かいご支援、ご協力の賜物と心から感謝申し上げます。

ここに当金庫のディスクロージャー誌「たかしの現況2025」を作成いたしましたので、ご覧いただければ幸いです。

さて、我が国経済は、物価上昇等によるデフレ脱却が現実的となってきたことを背景として、政策金利引上げという大きな転換期を迎えました。賃金の上昇や事業投資の拡大がみられ、2024年度は緩やかな回復基調で推移しました。

世界経済においては、米国の強硬な貿易政策や、中国経済の低迷、複数の国家間における地政学的リスクの上昇等、多くの不確実性が影を潜めているものの、飛騨地域においては、円安により訪日外国人観光客数が回復傾向にあることから、観光業を中心に賑わいを取り戻しつつあります。

このような状況下、当金庫は新3か年経営計画『持続可能な成長と地域社会への貢献～人を繋ぎ、幸を繋ぎ、時を繋ぎ未来へ～』のもと、さらなる金融仲介機能の発揮、地域創生に主眼を置いた地元経済の活性化に積極的に取り組んで行く方針です。

また、当金庫はいよいよ2026年に創立100周年を迎えるにあたり、飛騨地域の皆さまに感謝の気持ちをお伝えすることを目的として、当金庫役職員のスローガン「100年分のありがとうをあなたに～地元とともに飛躍～」及び記念ロゴを制定しました。このスローガンのもと「身近で相談しやすい、安心して頼れる地域思いやりトップバンク」として、役職員一丸となってより一層努力してまいりますので、今後とも格段のご支援ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 坂口 秀平

2025年6月



福壽瀧蔵翁碑にて  
この頌徳碑は昭和24年5月に創立者福壽瀧蔵翁の  
功績を讃えるために建設されました。



## たかしの現況 目次

ごあいさつ	01
経営理念・経営方針	03
当金庫のSDGsについて	04
100周年に向けて	05

### 当金庫について

総代会について	07
事業の組織について	09
主要な事業内容及び 主な商品・サービスについて	11
2024年度の事業の概況について	13

### 事業の運営について

経営管理の基本的考えについて	15
中小企業の本業支援について	21
地域活性化及び社会貢献活動等について	24

### 財務データ

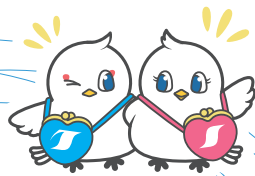
経営状況	27
経営指標	33
営業状況	35
預金、貸出金に関する指標	35
信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の 保全・引当状況	37
有価証券等に関する指標	38
報酬体系	40

### バーゼルⅢに基づく開示

自己資本の充実の状況等について	41
-----------------	----

索引・開示項目一覧	53
営業エリア・店舗一覧	54

※記載計数は単位未満を切り捨てて表示しております。  
そのため、データ表上で合計が合わない場合があります。



# 人をつなぎ、 しあわせ 幸をつなぎ、 時をつなぎ未来へ



## 経営理念

- 一、「相互扶助」の精神のもと、利益第一主義ではなく、地域社会の利益を優先する経営を行う。
- 一、金融を通じて地域の幸福と利益に貢献することにより、地元とともに繁栄（「共存共栄」）する経営を行う。
- 一、いかなる環境下でも、信頼され親しまれ、地域の未来を拓いていく「堅実経営」を行う。

## 経営方針

1. 地域の中小企業の育成発展に貢献するため、コンサルティング機能を発揮します。
2. 地域住民の豊かな生活を実現するため、金融プランニング機能を発揮します。
3. 持続可能な飛騨地域の実現に貢献するため、「SDGs宣言」にもとづく基本方針を積極的に実践します。
4. 地域になくてはならない金融機関となるため、地域、お客さま、金庫（役職員）の三位一体の発展に努め、地域創生を目指します。
5. 磐石な経営態勢を構築するため、役職員の人材育成に努め、一人ひとりの能力を最大限に活かし生産性を高めます。

### ■たかしの概要（2025年3月末現在）

名称	高山信用金庫	代表者	坂口 秀平	役職員数	217名（男性129名、女性88名）
所在地	高山市下一之町63番地 TEL 0577-32-2200（本部代表）	出資金	6億87百万円	店舗数	19店舗 [高山市内] 14店舗 [飛騨市内] 3店舗 [下呂市内] 2店舗
創立	1926年（大正15年）6月8日	預金積金	2,306億円		
		貸出金	1,255億円		

# 「SDGs宣言」

当金庫は経営理念及び経営方針を踏まえ、国連で採択された持続可能な開発目標「SDGs」に賛同し、地域金融機関としての事業活動を通じ、持続可能な飛騨地域の実現に貢献してまいります。

高山信用金庫 理事長 **坂口 秀平**



## 当金庫のSDGs取組み事例

※文章後のP〇〇については、それぞれのページに関連内容を掲載しております。

### 1. 地域経済の持続的な発展への貢献

私たちは、地域金融機関としての役職員の力を最大限に発揮し、お客さま・地域の課題解決を支援することで、持続的な地域経済の発展に貢献します。

- ・たかしんまちづくりファンド飛騨のMIRAIの取扱い
- ・たかしんSDGs私募債「ちいきの未来」の取扱い P24
- ・ビジネスマッチング「Takashin Big Advance」への取組み P22
- ・たかしんコンサルティングチームによる本業支援 P21
- ・たかしんSDGs 応援ローンの取扱い P11
- ・中部山岳国立公園パートナーシップの締結

### 2. 地域社会への貢献

私たちは、地域社会の一員として、地域の清掃活動、地域の文化・スポーツ等に関する活動への支援等を通じて、地域の復興発展及び文化の向上に貢献します。

- ・高山信用金庫理事長旗学童野球大会の開催 P26
- ・高山信用金庫理事長杯 全飛中学サッカー大会の開催 P25
- ・金融教室 夏休み小学生体験講座「わくわくお金教室」の講師 P26
- ・飛騨高山フューチャープロジェクト「お仕事発見隊」への参加 P26
- ・こどものみらい古本募金寄付キャンペーンの実施 P26
- ・2024秋のこどもまんなか月間の実施 P26
- ・新就職者研修会の開催 P25
- ・岐阜県立飛騨特別支援学校への委託作業依頼 P26
- ・ピンクリボン運動の実施 P26
- ・高齢者への見守り支援  
(営業担当者及び年金担当者が日常の活動業務において、高齢者等が居住する世帯で、異常が無いかな等の「見守り」をしています。)
- ・たかしんリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱い P12

### 3. 環境負荷軽減への貢献

私たちは、事業活動における環境への影響を把握し、環境に配慮した適切な活動を行い、省エネルギーや省資源、リサイクル活動等を推進するとともに、環境に配慮した商品・サービスの提供を通じて環境保全に貢献します。

- ・WEB完結型ローンの取扱い P12
- ・「スマホ通帳」(通帳アプリ)導入による  
預金通帳ペーパーレス化の推進 P12
- ・窓口支援端末の導入による一部伝票のペーパーレス化
- ・GX・DX支援の取組み P22
- ・インターネットバンキングの取扱い P12
- ・バイオプラスチック製品の粗品袋を利用
- ・カーボンニュートラルへの取組み  
◇岐阜県プラスチック・スマート事業所制度の認定  
◇G-クレジットの森・応援パートナーへの登録

### 4. 多様な人材の育成・活躍推進

私たちは、働きがいの向上に努め、あらゆる人材が最大限に能力を発揮できる環境を整備することで、質の高い金融サービスの提供に努めます。

- ・一般事業主行動計画の策定 P20
- ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定 P20
- ・インターンシップの受入れ

### 5. ガバナンスによる持続可能な飛騨地域への貢献

私たちは、SDGsの取組みに賛同し、金庫のガバナンスを発揮して持続可能な飛騨地域の実現に向けて貢献します。

- ・地元警察署と連携、特殊詐欺の注意喚起等
- ・反社会的勢力等の遮断に対する取組み P18
- ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化 P18

## 「SDGs「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」とは

世界中のすべての人々が幸せに暮らすことができる社会をつくるために、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標のことで、2016年から2030年までの15年間で持続可能な社会を実現するため、17の目標と169の具体的な行動目標で構成されています。貧困や不平等、気候変動などに対処しながら「誰一人取り残さない」社会を目指して、政府、企業、大学・研究機関、市民社会など、あらゆる主体によるSDGsへの取組みが行われています。

# 100周年に向けて

当金庫は2026年6月8日に創立100周年を迎えます。

100周年を記念した事業に取り組むにあたり、  
当金庫役職員のスローガン及び記念ロゴを制定しました。

## スローガン

# 100年分のありがとうをあなたに ～地元とともに飛躍～

創立100周年を迎えるにあたり、当金庫の営業エリアである飛騨地域の皆さまに感謝の気持ちをお伝えすることを目的として制定しました。

サブテーマは、“これまで”地元とともに100(ひやく)年間歩み続けてきた誇りを胸に、“これからも”地元とともに飛躍(ひやく)していくことを目指す意志が込められています。

## ロゴ

ありがとうをあなたに



100周年スローガンをベースとして当金庫ロゴマークのデザインを活かし、そこから飛び出したTとSの瞳が輝く未来を見つめています。

その表情には、これからも地元へ寄り添いお客さまを笑顔にしたいという願いが込められています。

## 新キャラクター

100周年の記念すべき節目に私たちとともに、これから歩いていく新キャラクターが誕生しました。

### ツバサ

穏やかな優しい性格。話を聴くのが大好きで、地域の人たちの相談にのっています。



### ソラ

明るく元気な性格。色々なアイデアを考えては、地域の人たちに提案しています。



ハートのお財布の形をしたポシェットには、お金にまつわる様々な悩みを解決する道具がたくさん入っていて、いつも「たかしん」のお仕事をお手伝いしています。

2025年6月8日誕生。双子の兄妹です。たかしんのロゴマークの由来である「大空を羽ばたく2羽の雌雄の白い鳥」をイメージし、2羽が力強く羽ばたき、地域が目指す明るい未来に導くことを願って「ツバサ」「ソラ」と名付けました。それぞれが持つ「T」と「S」の文字は、「たかやま」「しんようきんこ」に加え、「ツバサ」「ソラ」の頭文字ともかかっています。

# 当金庫のあゆみ

大正			
1926	15年	6月	産業組合法により有限責任高山信用組合を設立

昭和			
1941	16年	6月	川西出張所(現川西支店)を開設
1943	18年	5月	南出張所(現八軒町支店)と東出張所(現さんまち通り支店)を開設
		8月	市街地信用組合法により改組
1949	24年	6月	国民金融公庫代理所として認可
1950	25年	4月	中小企業等協同組合法により改組
1951	26年	10月	高山信用金庫に名称変更(信用金庫法により改組)
1952	27年	7月	南吉城信用組合と合併
		7月	古川支店を開設
1953	28年	11月	中小企業金融公庫の代理業務を開始
1955	30年	11月	岐阜県税収納業務を開始
1957	32年	12月	全国信用金庫連合会(現信金中央金庫)の代理業務を開始
1959	34年	10月	中小企業退職金共済事業団の代理業務を開始
1961	36年	6月	小坂支店を開設
1963	38年	6月	駅前支店を開設
1964	39年	4月	地方自治法の改正により岐阜県収納代理金融機関となる
		10月	下呂支店を開設
1965	40年	3月	住宅金融公庫の代理業務を開始
1966	41年	4月	高山市指定金融機関業務を開始
1969	44年	8月	地区の拡張を認可(現神岡町及び上宝町、奥飛騨温泉郷)
1972	47年	5月	当金庫の略称に「たかしん」を採用
1973	48年	3月	預金量100億円を達成
1975	50年	12月	貸出金100億円を達成
1976	51年	12月	岡本支店を開設
1977	52年	12月	日枝支店を開設
1979	54年	12月	日本銀行歳入代理店の業務を開始
1981	56年	10月	両替商業務を開始
1983	58年	10月	国債窓口販売を開始
1984	59年	7月	駅西支店を開設
1985	60年	6月	たかしん経済クラブを発足
		9月	預金量500億円を達成
1986	61年	8月	桐生支店を開設

平成			
1990	2年	4月	駅前支店を移転
1992	4年	8月	貸出金500億円を達成
		12月	預金量1,000億円を達成
1993	5年	8月	たかしん地域振興協力基金を設立
1994	6年	10月	国府支店を開設
1996	8年	10月	新宮支店を開設
1997	9年	8月	三福寺支店を開設

平成			
1998	10年	7月	社会福祉医療事業団の代理業務を開始
1999	11年	3月	預金量1,500億円を達成
2000	12年	7月	貸出金1,000億円を達成
		8月	証券投資信託の窓口販売を開始
2001	13年	4月	損害保険代理店業務を開始
		5月	預金量2,000億円を達成
2002	14年	10月	生命保険の窓口販売を開始
2003	15年	6月	丹生川支店を開設
		9月	個人向国債の取扱開始
2005	17年	10月	飛騨市指定金融機関業務を開始
2016	28年	4月	岐阜大学と産学連携の協定締結
		3月	下呂市と地方創生に係る包括的連携協定締結
		5月	たかしん5「地域活性化に向けた包括的連携協力に関する覚書」の締結
		9月	高山市と地方創生に係る包括的連携協力に関する協定締結
2017	29年	10月	下呂市と高齢者見守りネットワーク事業協定締結
		10月	飛騨市と空き家等の有効活用の促進に関する協定締結
2017	29年	7月	たかしん5「大規模災害時等における相互支援に係る協定書」締結
2019	31年	3月	(一財)民間都市開発推進機構と共同で「たかしんまちづくりファンド飛騨のMIRAI」を設立

令和			
2019	元年	10月	SDGs宣言
2020	2年	4月	たかしんSDGs私募債「ちいきの未来」取扱い開始
		12月	中部山岳国立公園パートナーシップの締結
2021	3年	8月	WEB完結型ローンの取扱開始
		12月	たかしんSDGs応援ローンの取扱開始「清流の国ぎふ健康経営優良企業」に選定
2022	4年	1月	飛騨市認知症高齢者等見守りネットワーク事業者登録
		11月	たかしんビジネスマッチング商談会開催
2023	5年	3月	岡本支店を新築
		7月	たかしんビジネスマッチング商談会開催
2024	6年	8月	岡本支店内にSUNDAY PLAZAを開設
		3月	令和5年度「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」地方創生担当大臣賞を受賞
2024	6年	5月	G-クレジットの森・応援パートナーの登録 岐阜県プラスチック・スマート事業所制度の認定
		6月	高山信用金庫理事長杯全飛中学サッカー大会の発足

# 当金庫について

「飛騨の魅力を伝える写真コンテスト」入賞作品「霧氷と穂高岳」

## 総代会について

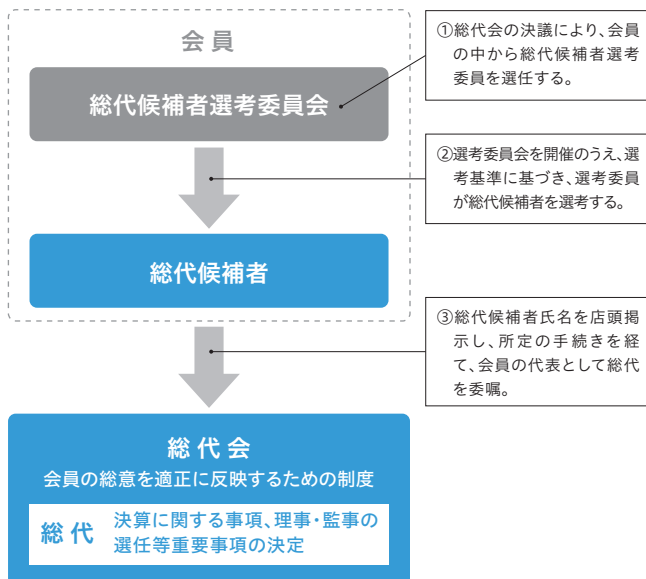
### 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事のほか総代候補者選考委員の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から定款に定める方法により適正に選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員向けのアンケートや電話などによる意見・要望・苦情受付窓口を設置するなど、役職員の日々の訪問活動や日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

#### ●総代会のしくみ



### 総代とその選任方法

#### (1) 総代の任期・定数・定年

総代の任期は3年です。

総代の定数は80名以上130名以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお2025年6月17日現在の総代数は109人で、会員数は18,851人です。

総代の定年は、75歳です。ただし、任期中に満75歳となる方は、任期満了をもって退任となります。なお、2011年3月現在、総代の地位にあった方は、年齢に関係なく再任を可能(満75歳定年制の適用除外)としています。

#### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員会を選任する。
- ②総代候補者選考委員会を開催のうえ、選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。  
(異議があれば申し出る)

#### (総代候補者選考基準)

総代候補者は、当金庫の会員の中から次の選考基準に基づいて選任されます。

- 総代として相応しい見識を有している人
- 良識を持って正しい判断ができる人
- 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している人
- その他総代選考委員が適格と認めた人

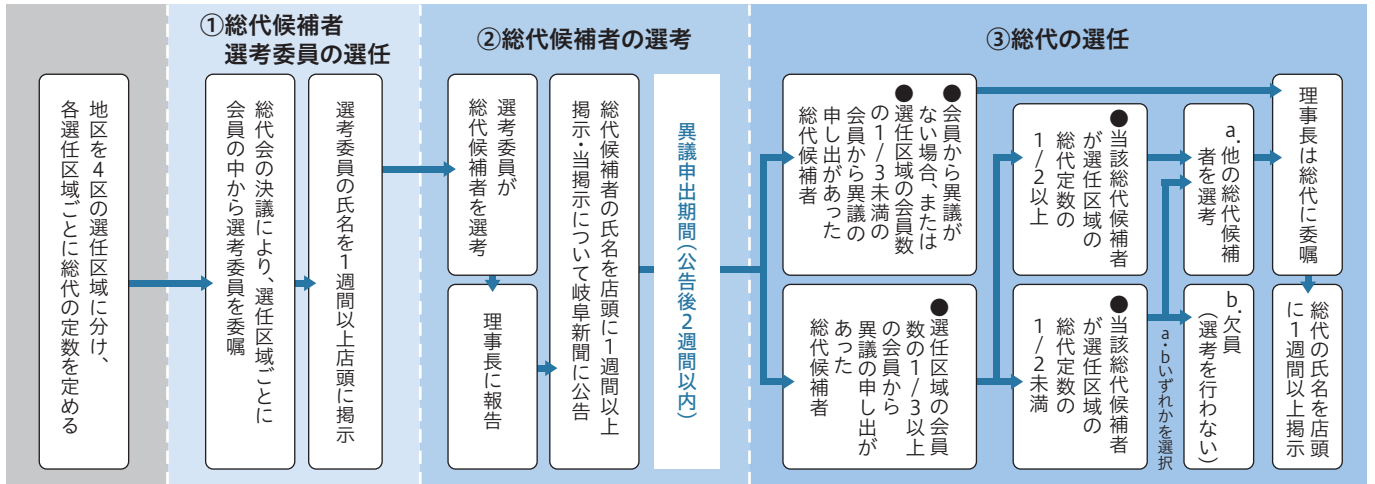
### 第99期通常総代会の決議事項

2025年6月17日 第99期通常総代会において、次の事項が決議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

- (1) 報告事項
  1. 第99期(2024年度)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- (2) 決議事項
 

第1号議案	第99期剰余金処分案承認の件
第2号議案	定款第15条に基づく会員除名の件

# 総代が選任されるまでの手続き



# 総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数 2025年6月17日 現在

## 1区(高山市) 42名

- 青木 勇⑥ 小坂 守⑨ 長岡俊輔① 山下英次⑤
- 石垣辰巳⑥ 坂本廣司③ 仲谷政美⑧ 山本幸司⑤
- 岩佐 剛⑦ 佐藤祐介⑦ 二木長右衛門⑪ 横道由彦③
- 岩田勇治③ 下田徳彦③ 林 俊宏④
- 内島靖夫⑦ 周 信夫⑦ 原田克之②
- 岡田賛三⑥ 白木 源① 平 和民②
- 小鳥直彦④ 菅沼 健⑭ 洞 口 茂⑦
- 小鳥永臣③ 杉下勝司① 松井正勝⑪
- 蒲 建治③ 杉原 勝⑧ 真野栄治③
- 鴨宮 誠⑦ 洲岬孝雄⑦ 水本繁雄⑦
- 桐山勇夫⑧ 高村善久⑦ 溝端宗一⑦
- 倉坪哲也③ 田邊 淳② 森下正樹⑥
- 倉林雅人⑦ 寺田真由美② 森林三樹夫⑥

## 2区(高山市) 41名

- 荒川美文⑥ 桑谷康弘① 中林徹司④
- 飯山和義③ 柴田義孝⑮ 野尻辰彦⑨
- 池田英作② 清水幸平⑤ 野畑国久⑫
- 池田憲一① 下形憲宜③ 狭土雅浩②
- 井ノ下智子⑧ 莊村修一② 古橋直彦⑨
- 岩佐耕作① 白川智彦③ 松井昌貴②
- 岩水益二③ 杉山和宏② 松之木映一⑦
- 牛丸雅史② 杉山久人⑦ 村井繁喜⑤
- 打江信夫⑥ 鈴村貞夫⑪ 村尾葉子②
- 大下正樹① 瀬木孫八郎⑥ 山越辰雄⑩
- 大村貴之② 谷口欣也⑥ 山下鉄明③
- 沖本啓介④ 田丸正則⑨ 山下恭廣⑤
- 柏木昭二⑤ 寺地亮平⑥ 和仁松男⑨
- 北村剛治⑦ 長瀬 哲⑦

## 3区(飛騨市) 19名

- 上野晃嗣③ 鎌村幹夫⑩ 西野真徳①
- 牛丸理香子② 北平和広⑥ 古田知之②
- 大坪裕之③ 小畑円香① 水波紘平⑫
- 奥田幸春① 齋藤茂秀⑧ 山口郁夫②
- 加藤仁徳① 白木宏和② 萬 英久②
- 加藤 勝③ 田近豊一⑥
- 蒲 敦子⑥ 出井浩樹③

## 4区(下呂市) 7名

- 上野田又輔① 熊崎孔平⑧ 山川博己⑦
- 大森清雄① 戸谷吉之⑦
- 日下部鉄彦② 古田喜久雄⑥

(注)地区別50音順に敬称を省略して掲載しております。

## 地区別会員数・総代数

単位:人、%

	個人	法人	合計	構成比	総代数	構成比
1区	7,090	883	7,973	42.2	42	38.5
2区	5,781	777	6,558	34.7	41	37.6
3区	2,704	310	3,014	15.9	19	17.4
4区	1,019	195	1,214	6.4	7	6.4
その他	51	41	92	0.4	0	0.0
合計	16,645	2,206	18,851	100.0	109	100.0

## 属性別総代数

### 年齢別

単位:人、%

年齢構成	1区	2区	3区	4区	合計	構成比
40歳代	3	3	2	1	9	8.2
50歳代	8	9	10	0	27	24.7
60歳代	15	13	4	4	36	33.0
70歳代	11	13	1	2	27	24.7
80歳以上	5	3	2	0	10	9.1
合計	42	41	19	7	109	100.0

## 総代選任区域

区域	該当市町村及び町名
第1区	高山市中心部を西方より、山田下林7号線、山田41号線、昭和山田線、花岡昭和線、国分寺通り、安川通りを経て国道158号線を貫く道路の南側の地区とする他、次の町をこの地区とする。上岡本町7丁目、上岡本町8丁目、下之切町、前原町、八日町、清見町、大門町、長坂町、松之木町、大洞町、丹生川町、一之宮町、久々野町、朝日町、高根町、大野郡白川村
第2区	高山市中心部の第1地区の北側の地区とする他、次の町をこの地区とする。山田町、若達町1丁目、東山町、愛宕町、国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷、荘川町
第3区	飛騨市
第4区	下呂市

## 職業別

単位:人、%

職業	人数	構成比
法人役員	100	91.7
個人事業主	5	4.5
個人	4	3.6
合計	109	100.0

## 業種別

単位:人、%

企業業種	人数	構成比
製造業	18	16.5
農林水産業	3	2.7
建設業	21	19.2
卸売業	7	6.4
小売業	28	25.6
不動産業	3	2.7
宿泊業	6	5.5
飲食業	3	2.7
個人	2	1.8
その他	18	16.5
合計	109	100.0

# 事業の組織について

## 役員

2025年6月30日現在



理事長  
坂口 秀平



常務理事  
(経営管理部長 兼 リスク統括部長)  
建石 隆



常務理事  
(事務統括部長 兼 監査部長)  
瀬上 政浩



常勤理事  
(本店営業部長 兼 八軒町支店長 兼 さんまち通り支店長)  
松井 恒男



常勤理事  
(営業統括部長)  
内木 宏之



常勤理事  
(融資部長)  
中谷 仁



常勤監事  
逢坂 拓也

理	事	北	村	齊
理	事	福	壽	良
理	事	柳		七
理	事	山	下	英
				一

理	事	亀	谷	豊
監	事	金	子	博
監	事	島	田	哲
				吉

(注) 理事長、常務理事は代表理事です。  
監事 島田哲吉は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であり、理事 北村 齊、福壽良太、柳 七郎、山下英一、亀谷 豊は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。

## 支店長

2025年6月30日現在



川西支店・駅前支店  
支店長 上田 伸也



古川支店・国府支店  
支店長 岩佐 祐介



小坂支店  
支店長 溝尻 正義



下呂支店  
支店長 野中 祐二



岡本支店  
支店長 林 健司



日枝支店  
支店長 田頭 和宏



駅西支店  
支店長 河合 政仁



桐生支店  
支店長 蒲 敦



新宮支店  
支店長 山下 晋吾



三福寺支店・丹生川支店  
支店長 三島 賢次



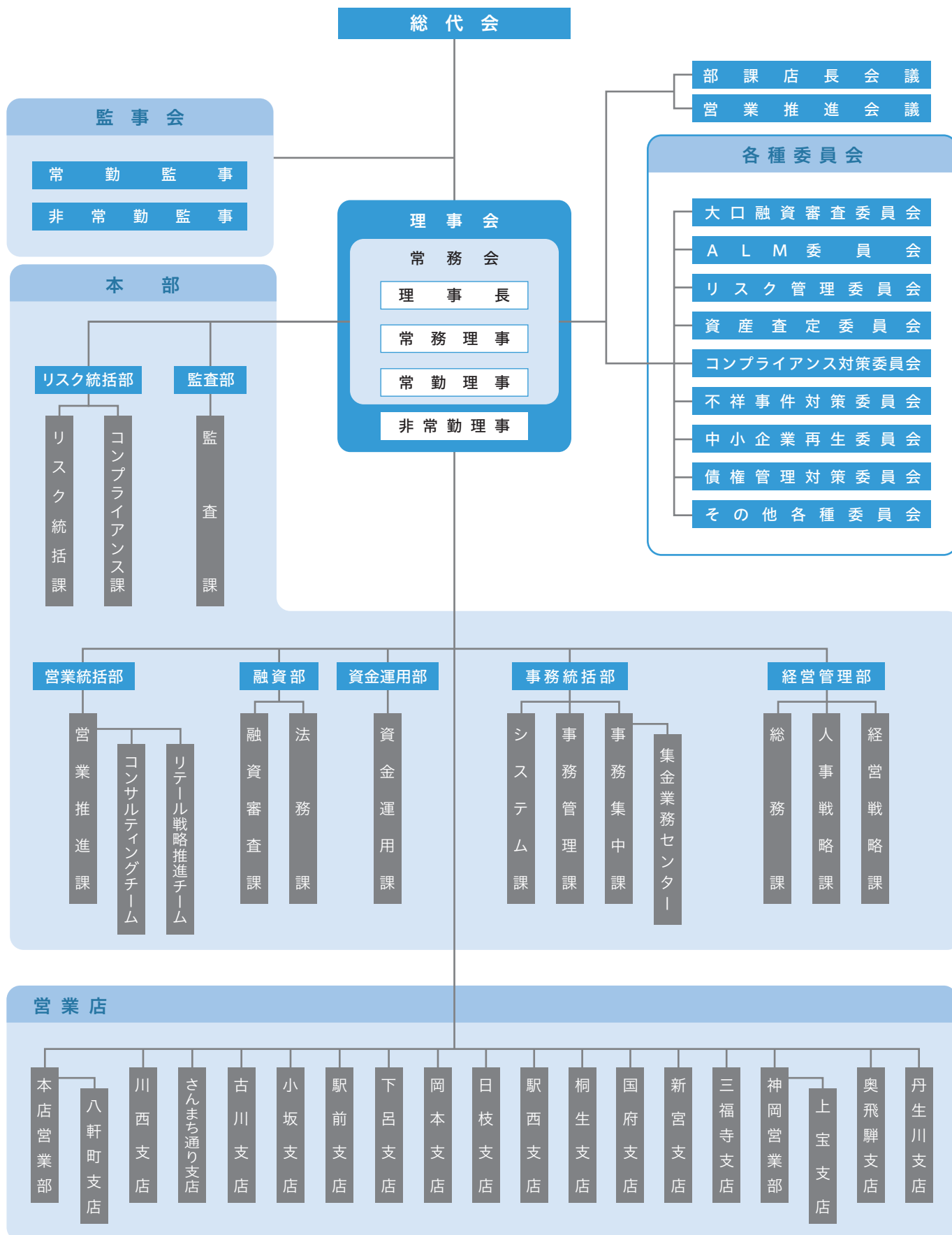
神岡営業部・上宝支店  
部長・支店長 沖野 芳武



奥飛騨支店  
支店長 島田 賢一

# 組織図

2025年6月30日現在



当金庫について  
事業の組織について

# 主要な事業内容について

## 1. 預金業務

- (1) 預金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っています。
- (2) 譲渡性預金  
譲渡可能な預金を取り扱っています。

## 2. 貸出業務

- (1) 貸付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っています。
- (2) 手形の割引  
商業手形の割引を取り扱っています。

## 3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

## 4. 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取り扱っています。

## 5. 付随業務

- (1) 代理業務
- ① 日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
  - ② 地方公共団体の公金取扱業務
  - ③ 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
  - ④ 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- (2) 保護預り及び貸金庫業務
- (3) 有価証券の貸付
- (4) 債務の保証
- (5) 公共債の引受
- (6) 国債等及び投資信託の窓口販売
- (7) 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
- (8) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
- (9) スポーツ振興くじの販売・払戻業務
- (10) 企業等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言、指導
- (11) 電子債権記録業に係る業務

# 主な商品・サービスについて

## 預金

### 普通預金等

種類	内容	お預入期間	お預入金額
普通預金 無利息型普通預金	給与、年金の自動受取、公共料金・税金・各種クレジット代金の自動支払いなどにご利用いただけます。「無利息型普通預金」は利息がつきませんが、預金保険の全額保護対象となります。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	普通預金、定期預金を1冊の通帳にした預金です。定期預金を担保に自動融資(定期預金合計額の90%、最高300万円まで)がご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上

### 定期預金等

種類	内容	お預入期間	お預入金額
スーパー定期	資産計画に合わせて始められる基本的な定期預金です。	1カ月以上5年以内	500円以上1,000万円未満
大口定期預金	資金をまとめて運用するのに最適な定期預金です。	1カ月以上5年以内	1,000万円以上
新型複利定期預金 「みらいくん」	半年複利で、お預入れ後6カ月を経過しますと、一部または全額のお引出しができる自由度の高い定期預金です。	6カ月以上5年以内	500円以上1,000万円未満
スーパー積金	目的に合わせて一定金額を毎月積み立てる商品です。	1年以上5年以内	500円以上
たかしん子どものみらい 応援定期積金Happy+	お子さまの教育資金などを目的として一定金額を毎月積み立てる商品です。金利上乘せ、教育ローン・カーローンの金利優遇、大学等の入学金等の振込手数料無料などの特典があります。	6カ月以上10年以内	5,000円以上50,000円以内

## 融資

### 事業資金を手軽に借りたい

種類	内容	ご融資期間	ご融資金額
一般貸付 (証書貸付・手形貸付等)	事業性資金にご利用いただけます。	ご相談ください。	ご相談ください。
ビジネスカードローン	事業性資金として、あらかじめ設定された範囲内(貸越極度額)において、必要に応じて自由にご利用いただけます。	2年以内	2億8,000万円以内
たかしん特殊当座貸越「ミラクル」		2年以内	ご相談ください。
たかしんビジネスサポートフリーローン	個人事業主向けの事業性資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
アグリビジネスローン	農業者向けの事業性資金にご利用いただけます。	5年以内	1,000万円以内
たかしん創業者応援ローン	新規創業者向けの事業性資金にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
たかしんSDGs応援ローン	脱炭素・省エネルギー関連の事業性資金にご利用いただけます。	10年以内	1億円以内

**W申込 (WEB申込型)** ……WEBでもお申込みができます。

**W完結 (WEB完結型)** ……WEBでもお申込みからご契約まで完結できます。

住宅取得のため、お金を借りたい

種類	内容	ご融資期間	ご融資金額
たかしんマイホームローン 住宅ローンみらい 住宅ローンネクスト	住宅・宅地の購入、新築・増築・改築等のほか、既借入住宅ローン借換資金などにご利用いただけます。住宅ローンみらいは、消費者ローンのおまとめ資金にもご利用いただけます。	50年以内 (条件に応じて制限あり)	2億円以内
たかしん無担保住宅ローン	住宅・宅地の購入、新築・増築・改築等のほか、既借入住宅ローン借換資金などに無担保でご利用いただけます。	20年以内	2,000万円以内
たかしんリバースモーゲージ型住宅ローン	50歳以上の方を対象に、ご自宅に住み続けながら、ご自宅を担保にしてご利用いただけます。	ご契約者がお亡くなり になられるまで	8,000万円以内 (条件に応じて制限あり)

不意な出費に備えておきたい

種類	内容	ご融資期間	貸越極度額
たかしんカードローン 「マネーカード」	お使いみち自由、あらかじめ設定された範囲内(貸越極度額)において、必要に応じてご利用いただけます。(事業性資金は除く)。「PLATINUM(プラチナ)」は、当金庫ATM利用時の時間外利用手数料が無料となります。「EENA(エエナ)」は、総合口座のような貸越・随時返済型となっています。	3年間の 自動更新	10万円～100万円
たかしん大型カードローン 「PLATINUM(プラチナ)」			110万円～500万円
たかしんカードローン 「きゃっする」			50万円～500万円
たかしん随時返済型カード ローン「EENA(エエナ)」			10万円～100万円

子供の学費・車の購入等、目的に合わせた形でお金を借りたい

種類	内容	ご融資期間	ご融資金額
たかしんカーライフプラン	新車・中古車(バイクも含む)の購入、車検、免許取得費用、修理費用、マイカーローンの借換資金などにご利用いただけます(事業性資金は除く)。「たかしんロードサービス付きマイカーローン」はロードアシスタントサービスが付帯します。	15年以内	1,000万円以内
たかしんロードサービス付きマイカーローン			
たかしん教育プラン	入学金・授業料・下宿代・生活費等就学にかかわる資金等にご利用いただけます(事業性資金は除く)。「キャンパスアシストNEO」は、就学中は当座貸越形式で、卒業後は分割払い(最長10年)となります。	16年以内	1,000万円以内
たかしん教育カードローン 「キャンパスアシストNEO」		16年9か月以内	500万円以内
たかしん 職域サポートローン	当金庫と「事業者パートナーシップ契約」を締結されている事業所等にお勤めの従業員さま(パートの方も含む)が特別金利にてご利用いただけます(事業性資金は除く)。	15年以内	1,000万円以内
たかしんフリーローン 「SERE-KURU(セレクル)」	お使いみち自由、消費者ローンのおまとめ資金にもご利用いただけます(事業性資金は除く)。	10年以内	500万円以内
たかしん楽らくフリーローン			
大型フリーローン1000		15年以内	1,000万円以内
たかしんプライベート サポートフリーローン			

各種サービス

種類	内容
キャッシュカード デビットカード	全国の信用金庫及び提携金融機関のATMにてご利用いただけます。平日の18:00までなら全国の信用金庫ATMで手数料無料でご出金いただけます。また全国の加盟店にてお買い物・ご飲食のお支払いにデビットカードとしてご利用いただけます。
自動支払(公共料金等)	電気・ガス・水道料金・税金・保険料・各種クレジットなどが、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
自動受取(年金・給与等)	各種年金(国民年金・厚生年金・各種共済年金等)・給与・配当金などが、ご指定の預金口座へ自動的に入金されます。
送金・振込	当金庫の本店をはじめ、全国の金融機関のご指定の預金口座へお振込みいただけます。ATMからもお振込みいただけます。
為替自動振込(自動送金)	毎月一定の日に、一定の相手先へ自動振込みいたします。家賃、教育資金の振込みに便利です。
貸金庫	預金証書、権利証、貴金属、重要書類など、大切な財産を安全に保管していただけます(設置店はP54参照)。
夜間金庫	当金庫の営業時間外に、お店の売上金などを預けいただき、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。(設置店はP54参照)
法人インターネット バンキングサービス	インターネットを利用して、総合振込、給与・賞与振込、都度振込、残高照会等の各種照会ができる法人及び個人事業主のお客さま向けのサービスです。
個人インターネット バンキングサービス	インターネットを利用して、振込や残高照会等の各種照会ができる個人のお客さま向けのサービスです。(法人、個人事業主の方もご利用いただけます)。
外国為替(取次)	海外送金、海外からの送金受領、輸入信用状発行や輸入代金決済等のお取扱いをしています。(一部お取扱いできない通貨・お取引がございます)
でんさいネット(電子債権)	手形・振込に代わる新たな決済手段を提供するサービスです。インターネットを利用して、「でんさい」の発生・譲渡・支払などがご利用いただけます。
クレジットカード	しんぎんVISA・JCB、セゾンAMEXのクレジットカードをお取扱いしています。
スマホ通帳	専用アプリをダウンロードするだけで利用可能。スマートフォンでいつでもどこでも入出金明細や残高を確認できます。

# 2024年度の事業の概況について

## 業績について

昨年度は、物価上昇等によるデフレ脱却が現実的となってきたことを背景として、政策金利引上げという大きな転換期を迎え、賃金上昇や事業投資の拡大がみられました。飛騨地域においては、円安により訪日外国人観光客数が回復傾向にあることから、観光業を中心に賑わいを取り戻しつつあるところです。このような状況下、当金庫は地域の皆さま

を支えるため「地域思いやりトップバンク」として寄り添った活動を行った結果、経常利益153百万円、当期純利益136百万円を計上することができました。

私たちは、これからも健全な経営に努め、地域経済の活性化並びに皆さまのお役にたてる金融機関として努めてまいります。

## 事業の取組みについて

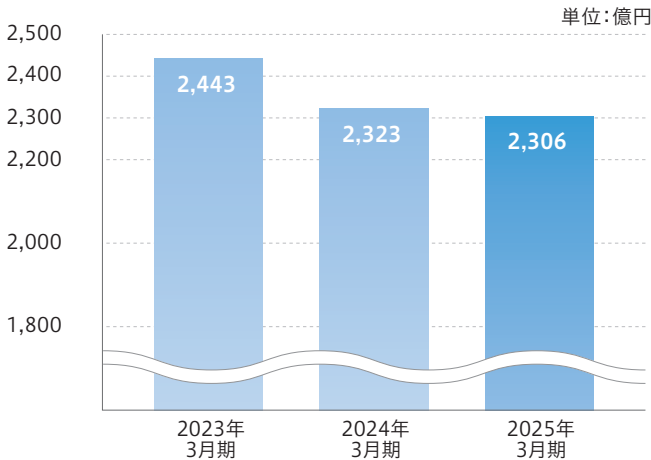
事業者さまの経営課題の解決に向け、営業店・本部の連携によるコンサルティング機能（経営改善支援及び外部専門家の紹介、創業支援、事業承継・M&A支援、販路開拓支援、GX・DX支援、各種補助金の情報提供や申請支援など）を發揮し資金提供及び本業支援に取り組みました。

預金については、法人のお客さまは4億円増加しましたが、個人のお客さまは18億円減少、地方公共団体は2億円減

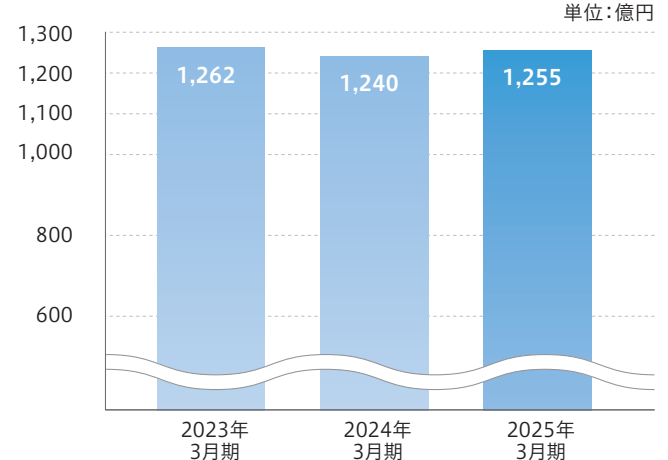
少ししました。その結果、2025年度3月末現在、預金残高は17億円減少し、2,306億円となりました。

貸出金については、地元企業及び個人のお客さまの資金需要にお応えできるよう積極的に推進して、事業者向けは17億円増加、個人向けは5億円増加しましたが、地方公共団体向けは8億円減少しました。その結果、2025年3月末現在、貸出金残高は15億円増加し、1,255億円となりました。

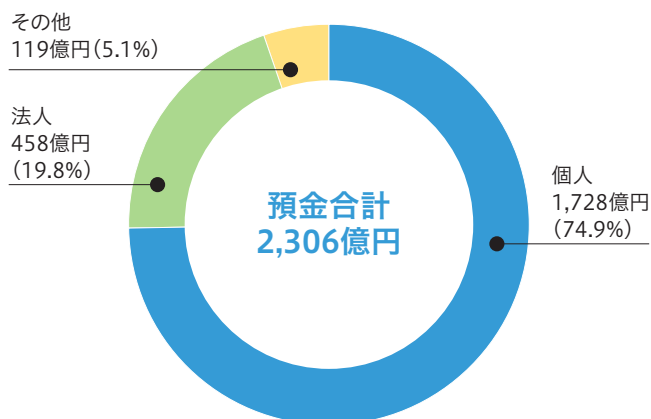
### □預金の推移



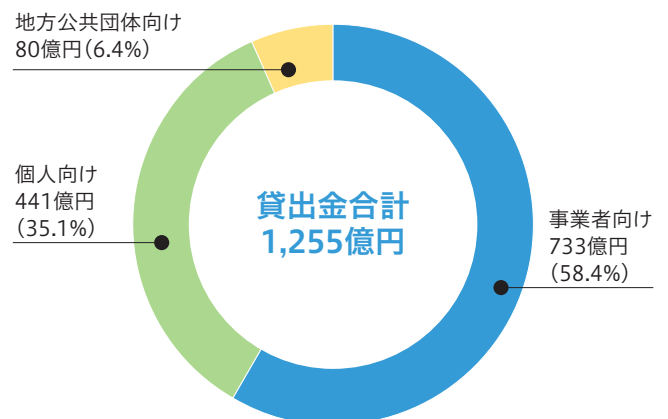
### □貸出金の推移



### □預金者別預金残高の割合



### □貸出先別貸出金残高の割合



## 自己資本比率について

自己資本比率は9.67%と  
国内基準の4.00%を大幅に上回っております。

当金庫は適正な利益の確保と内部留保に努めており、自己資本の額は10,534百万円となりました。自己資本比率は、国内金融機関の基準である4.00%を大幅に上回る高い水準を維持しております。

単位:百万円

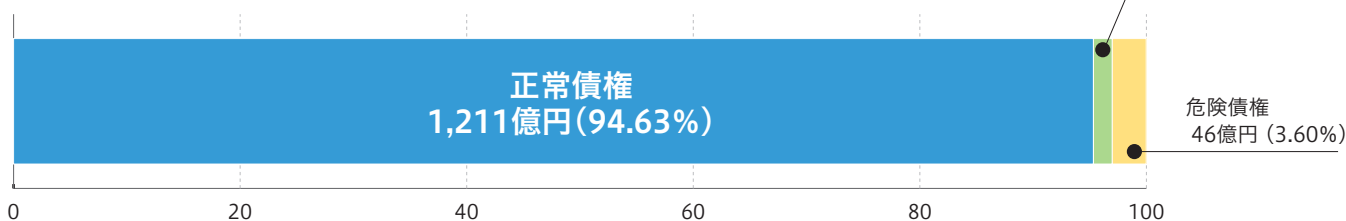
	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
自己資本の額	10,325	10,383	10,534
リスク・アセット	111,403	110,685	108,825
自己資本比率	9.26%	9.38%	9.67%

自己資本比率の算出方法 ※国内基準行(信用金庫)

自己資本の額 (10,534百万円)				
信用リスク・アセットの額の合計額 (104,169百万円)	+	オペレーショナル・リスク相当額÷8% (4,656百万円)	×100 =	自己資本比率9.67% (≧4%)

## 総与信に占める各債権の割合(金融再生法基準)

総与信に占める各債権の割合は、以下のとおりです。



※当金庫は要管理債権は該当ございません。

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

単位:百万円

	2024年3月期	2025年3月期
金融再生法上の不良債権(A)	6,024	6,872
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,168	2,250
危険債権	3,855	4,622
要管理債権	-	-
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
正常債権(B)	120,624	121,192
合計(A)+(B) (C)	126,649	128,065
不良債権比率(A/C × 100)	4.75%	5.36%

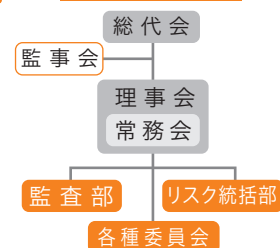
# 事業の 運営について

「飛騨の魅力を伝える写真コンテスト」入賞作品「田植えを待つ車田」

## 経営管理の基本的考えについて

当金庫は業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針「内部管理基本方針」を定め、組織全体に周知させており、経営に関する牽制機能を確保しております。

### 経営管理体制



### 内部管理態勢

当金庫は業務の健全性及び適切性を確保するため「内部管理基本方針」のもと堅実経営に取り組んでいます。

#### 内部管理基本方針

##### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令等遵守の徹底を、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け「たかしんCSRおよび「信用金庫行動綱領」と、これに基づく「法令等遵守方針」および「コンプライアンス対策規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「たかしんコンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括責任部署」を設置するとともに各業務部門および営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括責任部署等との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括責任部署の管理者等に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- 監査部は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

##### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 理事の職務の執行に係る情報・文書の取扱いに関する規程を定め、適正な保存・管理体制を整備する。
- 理事および監事がこれらの情報・文書等を常時閲覧することができる体制を確保する。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」を定め、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を制定する。
- リスクを一元的に管理する部署（以下、「統括責任部署」という。）を定めるとともに、リスクカテゴリー毎の主管部門を明確化し、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。
- リスク統括責任部署は、リスクの状況を定期的にまたは必要に応じて、常務会に報告するとともに、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会および理事会に速やかに報告する。
- 監査担当部署は、統合的リスク管理態勢の適切性及び有効性について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告する。

##### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則1ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、付議事項等は「理事会規程」に定める。また、経営方針および業務戦略に関わる重要な事項については、予め代表理事及び常勤理事で構成する常務会において協議する。
- 効率的な職務執行体制を確保するため、経営組織、職務分掌に関する規程等を制定する。
- 理事会は全役員が共有する経営方針、中期経営計画および年度毎の経営計画を決定する。各担当理事は、これらに沿って、具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。
- 理事会は経営計画等に関して定期的に検証すべき各部門の現状分析、改善策等を担当理事に報告させ、必要に応じて見直しを行う。

##### 5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求められることができる。
- 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

##### 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 補助職員の確保、その人事権及び懲戒処分に関する事項
  - 監事の求めに応じ、監事と事前協議の上、その職務を補助すべき職員を配置する。
  - 当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求めるとする。
- 補助職員の指揮命令権に関する事項
  - 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないものとする。

##### 7. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- 理事および職員は、当金庫に著しい損害を及ぼす事実等、当金庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
- 監事は、理事会のほか重要な会議に出席することができる。
- 監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事等に対して説明を求められることができる。

##### 8. 第7条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨の規程の整備
  - 金庫の内部通報制度等を利用して、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを公益通報者保護規程に定めようとして当該規程の内容を金庫の役員等に周知する。
  - 金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- 監事への報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制の整備
  - 金庫は、公益通報者保護規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
- 監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合における金庫としての対応
  - 金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

##### 9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- 金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 金庫は、不祥事件発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- 金庫は、金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を要するものとする。
- 金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

##### 10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門およびコンプライアンス統括部門の管理者との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
- 監事は、理事と定期的に対処すべき経営課題、監査の環境整備等について意見交換を行い、理事は監事監査の実効性の確保に協力する。

## リスク管理態勢

金融の自由化や国際化の進展、情報処理・通信技術の革新により金融機関の業務が多様化している今日、金融機関が直面しているリスクはますます拡大し、リスク管理は経営上の重大な課題となっております。このため当金庫は次に掲げる各種リスクについて、リスクを統合的に管理するリスク統括部を設置し、様々なリスクに対応したリスク管理方針・規程等を整備して、定期的にALM委員会及びリスク管理委員会を開催することにより、金融環境の変化に柔軟な対応ができるリスク管理態勢の構築に努め、経営の健全性を一層向上させるように取り組んでいます。

### 【統合的リスク管理態勢】

統合的リスク管理とは、直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、バンキング勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、当金庫の経営体力である自己資本と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫では、リスク管理の高度化に努め、可能な限りVaR(※)などの統一的手法でリスクカテゴリーごとのリスクを計測しています。

また、業務の健全性及び適切性の確保を図るためにそれらを統合的に把握し、経営資源(自己資本)の有効な活用及び適切な統合的リスク管理を実施するため、リスク・カテゴリーごとに資本配賦を実施し、リスク量を自己資本の一定範囲にコントロールしています。

※VaR(Value at Risk)

保有する金融資産が、将来のある期間かつ一定の確率(信頼水準)の範囲内で起こりうる最大の損失額をある前提条件をもとに理論的に算出されるリスク量のことをいいます。

### 【信用リスク】

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことをいいます。

貸出金の信用リスクについて、融資業務における金融機関の社会的責任の自覚のもと、審査部門と営業推進部門の独立性を保ちつつ、あらかじめ定められた決裁権限に基づき厳正な審査を行っております。さらに、貸出金などの資産の健全性をより一層確保するために、

企業信用格付及び資産の自己査定による、適切な償却・引当を実施しています。また、VaRなどの統一的手法でリスク計測し、信用リスク管理の高度化に取り組んでいます。

### 【流動性リスク】

流動性リスクには、予期せぬ資金の流出などにより通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること(資金繰りリスク)、市場の混乱などにより通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること(市場流動性リスク)などにより損失を受けるリスクのことをいいます。

このリスクについて、資金運用にあたって効率的な運用に努めているほか、安全性・流動性を考慮のうえ、適正な支払準備資金を確保するように取り組んでいます。

### 【市場リスク】

市場リスクとは、資産(貸出金、有価証券など)と負債(預金など)の双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動をもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスクのことをいいます。

このリスクについて、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、経済・金利見通しなどに基づき、調達・運用に関して柔軟かつ迅速な対応ができるような態勢とし、健全な資産・負債の管理と、収益の安定確保に取り組んでいます。

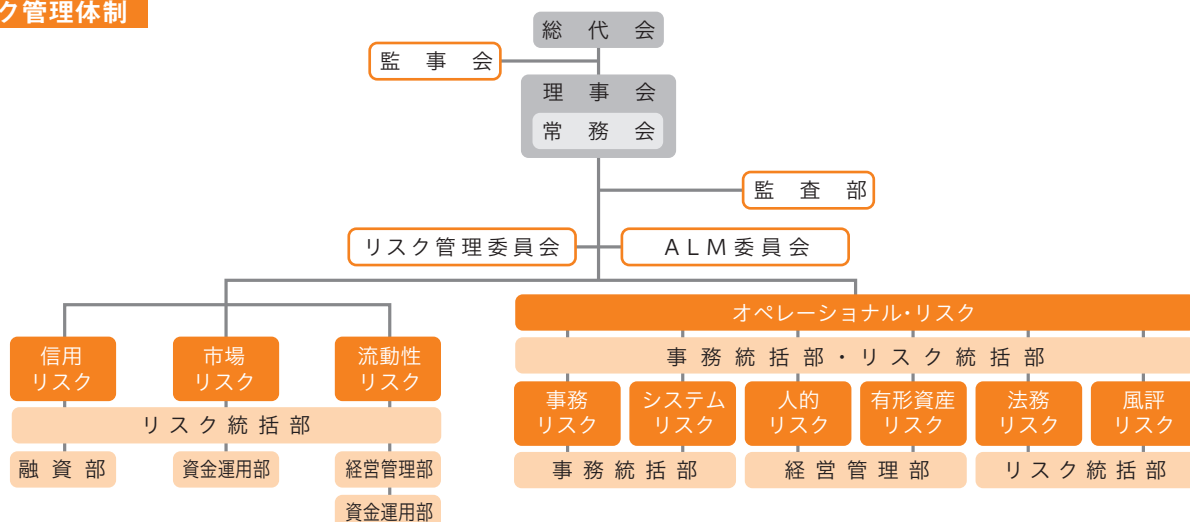
また、市場リスクについてもVaRなどの統一的手法でリスク計測し、市場リスク管理の高度化に取り組んでいます。

### 【オペレーショナル・リスク】

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被ることをいいます。

事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等を総称して「オペレーショナル・リスク」と定義し、これを重要度の高いリスクと認識し、適正なリスク管理により、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響を最小限に留めることを目的に「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、オペレーショナル・リスク管理態勢を整備しております。

## リスク管理体制



## コンプライアンス

「コンプライアンス」とは、一般的には「法令等遵守」と訳されますが、遵守すべき対象は、法令や諸規程・規則等、さらには社会的慣習・ルールといった社会規範や倫理までを含む広い意味合いをもっています。

信用金庫は協同組織金融機関として、信用金庫法をはじめ各種法令等の適用を受けるなど、高い公共性を有していることから、地域の中小企業及び住民の金融円滑化を常に考慮しながら、地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念としております。

こうしたことから当金庫は、コンプライアンスを重視した企業風土の醸成を経営上の最重要課題の一つと捉え、コンプライアンス対策委員

会を設置し、法令や法規に基づく各種規程、マニュアル等の整備を図るとともに、全役職員がコンプライアンスの理解をさらに深めるため、「信用金庫行動綱領」「たかしんコンプライアンス・マニュアル」を配布し、コンプライアンス担当部会等を通じて研修や勉強会を実施するなど、金庫職員として求められる職業倫理の徹底を常に図っております。

そして、役職員一人ひとりが、地域社会並びに地域住民の負託に応えることが社会的使命であることを認識し、これからも地域の皆さまから信頼・支持される金融機関となるようコンプライアンス態勢の強化に努めてまいります。

### ●信用金庫行動綱領

#### (信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1.信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

#### (質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

#### (法令やルールの厳格な遵守)

3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

#### (地域社会とのコミュニケーション)

4.経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

#### (人権の尊重)

5.すべての人々の人権を尊重する。

#### (従業員の働き方、職場環境の充実)

6.従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

#### (環境問題への取り組み)

7.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

#### (社会参画と発展への貢献)

8.信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

#### (反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

9.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

### ●利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引

②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引

③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

(2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

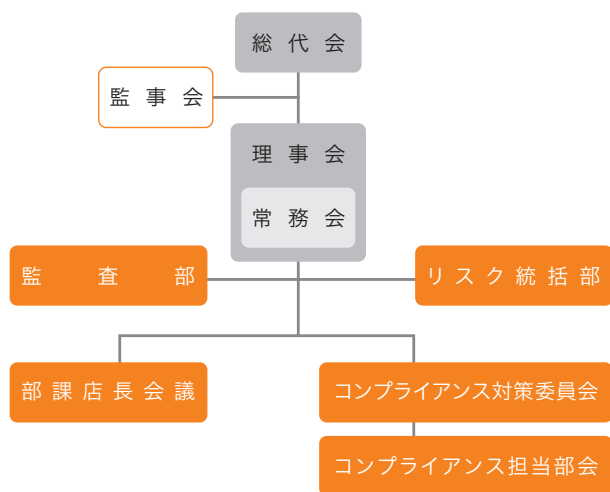
④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

コンプライアンス体制



●反社会的勢力等に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力等に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力等との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力等による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力等に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力等による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力等による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫は、マネー・ロンダリング及び・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、リスク統括部を統括部署、リスク統括部担当役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

●マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与、拡散金融(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止を経営の最重要課題と位置付け、以下に基本方針を定めます。

1. **基本姿勢**  
当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営の最重要課題と位置付け、関係法令等を遵守するとともに、実効性のある管理態勢を確立し、高度化を図ります。
2. **組織態勢**  
当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止対策に関する統括部署を定めるとともに、経営陣の積極的かつ主体的な関与のもと、部門間で連携を図り、組織全体で横断的に取り組みます。
3. **リスクベース・アプローチ**  
当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、マネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
4. **顧客管理**  
当金庫は、関係法令に基づき取引時確認を適時適切に行い、継続的な顧客管理を実施します。
5. **疑わしい取引の届出**  
当金庫は、営業店または本部で検知した疑わしい取引について適切に対応し、当局に対し速やかに届出を行います。
6. **役職員の研修**  
当金庫は、役職員に対し研修等を継続的に実施し、マネロン・テロ資金供与の防止に関する知識、理解を深め、専門性を有する人材を育成するとともに、各部門に適合した人材の配置に取組みます。
7. **遵守状況の検証および監査**  
当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止対策に関する遵守状況を定期または随時に検証し、必要に応じて改善を図ります。また、監査部門による独立した内部監査を定期または随時に実施し、その監査結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は、創業当初からの不変の精神である「相互扶助・共存共栄」を念頭に、金融ニーズへの一層適切な対応のもと、お客さまの安定的な資産形成に資する取組みを実践するため、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定め、これを遵守するとともに、定期的な見直しを実施し、お客さま本位の業務運営に取り組んでまいります。

1. **お客さまの多様なニーズに応えるべく、金融商品・サービスのご提供を図ります。**
  - ・お客さまの投資意向やリスク許容度に応じた最適な商品をご提案できるよう、投資運用会社等から幅広く商品情報を収集し商品の品揃えに努めます。
  - ・お客さまの多様なニーズにお応えできるように商品ラインアップの見直しを定期的に行います。
  - ・商品導入にあたっては商品の特性やリスクを十分把握して選定するように努めます。
  - ・お客さまの安定的な資産形成を促すために、お客さまの金融商品に関する知識・経験・財産状況等を踏まえ、ご意向に合った最適な商品をご提案いたします。
2. **金融商品のご提案に際しては、適切な投資判断に必要な重要な情報を充実させるとともに、十分ご理解いただけるよう分かりやすく説明することに努めます。**
  - ・お客さまに対して金融商品・サービスの販売・推奨を行なう際には、その選定理由や当該商品固有の特性のほか、各金融商品・サービスに含まれるリスクやご負担いただく手数料等費用について、分かりやすく丁寧な説明に努めます。
3. **お取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について適切に管理します。**
  - ・別に定められている「利益相反管理規程」を遵守し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための態勢を整備するとともに、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように対応してまいります。
4. **お客さまのニーズにお応えできる職員の育成を実践してまいります。**
  - ・職員に対し、商品知識の向上やお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、研修をはじめとする教育体制の充実を図り職員の育成に取り組んでまいります。

## 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはリスク統括部お客さま相談担当で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または下記の担当部署へお申し出ください。

### 高山信用金庫 リスク統括部 お客さま相談担当

住 所：〒506-0843 岐阜県高山市下一之町63番地  
 電 話 番 号：0120-06-1152  
 F A X：0577-35-1190  
 メールアドレス：s1532000@facetoface.ne.jp  
 受 付 時 間：月～金(祝日、年末年始除く)9:00～17:00  
 受 付 方 法：電話、手紙、面談、FAX、メール

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客さま相談担当にご相談ください。

### 全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7  
 電 話 番 号：03-3517-5825  
 受 付 時 間：月～金(祝日、年末年始除く)  
 9:00～17:00  
 受 付 方 法：電話、手紙、面談

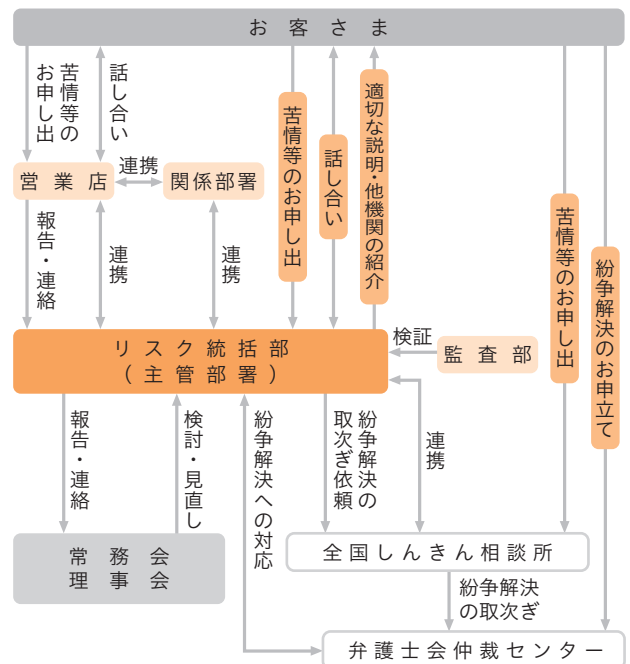
5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。その際、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会を利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。利用を希望されるお客さまは、当金庫お客さま相談担当または「全国しんきん相談所」にご連絡ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3		
TEL	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金(祝日、年末年始除く)		
	9:30～12:00 13:00～16:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

### 6. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者を配置するとともに、お客さま相談担当がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびお客さま相談担当が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明をお客さま相談担当から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



## 働きやすい職場づくり

私たちは、働きがいの向上に努め、あらゆる人材が最大限に能力を発揮できる環境の整備に努めています。

### ■人材育成

#### たかしん預かり資産販売チーム

お客さま本位の提案力・説明力・商品知識などの預かり資産販売スキルの向上を目的として、2016年に女性職員による「たかしん預かり資産プロジェクトチーム(通称:TASS α)」を設置し、預金以外の運用ニーズに対応できる人材育成に取り組んでいます。さらにお客さまの資産運用の要望に対し、最善の利益を図るライフプランアドバイザー(通称:TASS PRO)の育成に取り組んでいます。

#### 単位取得制度

昇格に必要なとする知識及び職務遂行能力修得のための単位を定めることで、人材育成の見える化に取り組み、公的資格や各種検定試験の取得など自律的な学習・成長を促し、職員のやりがいと自己啓発を推進しています。

### ■人事制度

#### 一般事業主行動計画

当金庫では、女性活躍を一層進めるべく、総合職の割合を増加していく目標を「一般事業主行動計画」として策定しました。

計画期間：2025年4月1日～2027年3月31日までの2年間

目標：女性職員の内、一般職から総合職へのコース転換者の割合を2026年度までに15%(15名)にする。

#### 「子育てサポート企業」

仕事と家庭が両立できる環境づくりなどに取り組む「子育てサポート企業」として、2013年5月9日に、厚生労働省から市内初となる認定を受けました。



#### 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業

岐阜県では、ワーク・ライフ・バランスに先進的に取り組む企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定しています。

当金庫では、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進等の取組みが認められ、2017年2月に認定されました。



#### 「清流の国ぎふ健康経営優良企業2022」に選定

当金庫は健康管理に取り組み、健康診断受診率98.8%と所属する健保組合でもトップレベルであること、がん検診受診率が高いことなどが評価され2021年12月に「清流の国ぎふ健康経営優良企業2022」に選ばれました。

#### 奨学金返済支援支給制度

奨学金を返済している若手職員の金銭的負担を軽減し、働きやすい環境を整えるため支援金を支給しています。

#### 子育て支援制度

- ・育児短時間勤務制度…申し出により、小学校就学開始期まで短時間勤務の選択が可能です。
- ・育児休業制度…最長で子供が2歳になるまで延長して取得できます。
- ・出生時育児休業制度…男性職員が子供が出生後8週間以内のうち4週間を限度として取得できます。

#### その他の制度

介護休業制度、有給休暇(連続休暇)、メモリアル(誕生日)休暇、時間単位休暇など様々なライフワークバランスに関連する制度があります。

2024年度の有給休暇の平均取得日数は12.2日になりました。

# 中小企業の本業支援について

## 本業支援に関する取組方針

当金庫は、経営理念及び経営方針を踏まえ、地域の中小企業・小規模事業者に向けた経営相談・本業支援及び経営改

善に関するきめ細かな支援を、最も重要な役割と認識して取り組んでおります。

## 本業支援に関する態勢整備

### ◆本部担当部署の状況

中小企業の本業支援に関する専任部署として営業統括部にたかしんコンサルティングチーム(略称:TACT)を設置しております。また、経営改善支援に特化した部署として融資部内に専任者を設置しております。2024年度は両部に専任者7名の体制で全店と連携しお取引先企業への支援業務を行いました。

また、お取引先企業への支援状況把握と伴走型支援を的確に実施するため、各部門責任者・役員等で組織する「中小企業再生委員会」を開催し、部門横断的な支援態勢を整えております。

### ◆コンサルティング機能強化のための人材育成

お取引先企業の様々な経営課題解決や多様化・高度化するニーズへの確にお応えするために、人材育成に力を入れており、公的資格等の取得を継続的に推進しております。2024年度までの状況は下記の通りです。

中小企業診断士	8名
M&Aシニアエキスパート	6名
1級ファイナンシャル・プランニング技能士	9名
2級ファイナンシャル・プランニング技能士	63名
農業経営アドバイザー	7名
事業性評価アドバイザー2級	2名

### ◆経営革新等支援機関(認定支援機関)としての取組み

当金庫は2012年12月21日、中小企業等経営強化法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けています。今後も「経営革新等支援機関」として、お取引先企業の課題解決に向けより一層努めてまいります。

### ◆外部専門家・外部支援機関との連携強化

当金庫はお取引先企業のより高度なニーズにお応えするために、以下の外部支援機関との連携強化を図っております。

#### ●中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(岐阜県よろず支援拠点)

経済産業省が中小企業の高度・専門的相談への対応を目的に行っている事業であり、当金庫では2011年度より積極的に活用しております。

#### ●岐阜県中小企業活性化協議会

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援するため、産業競争力強化法に基づき設置されている公的機関です。専門家が第三者としての立場で事業の分析等を行い、再生計画策定支援等を通じて、地域の雇用維持・確保、地域経済への影響の回避に貢献しています。同協議会と連携しながら、事業改善支援に取り組んでおります。

#### ●独立行政法人 中小企業基盤整備機構

高度化する本業支援内容に対し、各種支援施策の周知、国の中小企業施策活用等に関する支援や専門家の派遣等を受けております。

#### ●一般社団法人 岐阜県中小企業診断士協会

2017年5月29日当金庫は「中小企業等支援に関する覚書」を締結し、お取引先企業から企業診断等の依頼があった場合、同協会へ中小企業診断士の派遣依頼を行い、専門家とともにお取引先企業の課題解決に取り組んでおります。

#### ●岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター

国が全国に設置した公的な機関で、主に第三者承継(M&A)の無料相談及び民間仲介業者と連携したバックアップを行います。当金庫は2018年6月1日に登録民間支援機関として登録し、同センターとの連携を密にしながら地元企業による地元企業のためのスモールM&Aに積極的に取り組んでおります。

#### ●岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点のサテライト拠点事業について、岐阜県と事業に関する協定書を締結しています。「攻めの経営」を実現したい経営者とそれを可能とするプロ人材のマッチング支援を行います。同拠点との連携を密にしながら、熱意ある地元経営者さまの人材確保の一助として積極的に取り組んでおります。

#### ●株式会社 脱炭素化支援機構

同機構は、国の財政投融资からの出資と民間出資を原資としてファンド事業を行う法人です。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する多様な事業への投融资を行い、経済社会の発展や地方創生への貢献、知見の集積や人材育成など行います。

当金庫は地域主導型の水力・地熱・バイオマス等の再エネ事業を積極的に支援するため、同機構との連携を密にしながら事業化支援に取り組んでおります。

#### ●一般財団法人 民間都市開発推進機構

同機構は、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づき国土交通大臣に指定された公的機関で、商店街の活性化、空き家、空き店舗、古民家などをゲストハウスにしたい等のニーズに対し資金支援を通じサポートすることを目的としています。当金庫は地域資本によるまちづくり開発を積極的に支援するため、同機構との連携を密にしながら事業化支援に取り組んでおります。

#### ●公益財団法人 日本生産性本部

中堅中小企業の生産性を高めるため、経営コンサルティング事業とコンサルタント育成事業を行う法人です。当金庫は地元企業の様々な経営課題に伴走すべく、同法人と連携し、同法人が提供する「経営診断」を通じて、経営課題の整理と改善の方向性をお互いに共有しつつ、経営支援に取り組んでおります。

#### ●産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会

同協議会は、県内で教育を受けた学生が県内に就職せず、県外に流出する課題に対し、産業界、大学、金融機関、行政が一丸となり、県内企業の人材確保、育成定着を総合的に支援することを目的としています。当金庫も正会員として加盟し、連携して課題解決に取り組んでおります。

## 本業支援に関する取組状況

### ◆本業支援への取組状況

本業支援の取組みは多岐に渡りますが、中小企業診断士等の本部専担者7名と営業店と外部専門家がチームを組み、創業支援、事業承継・M&A支援、販路開拓支援、経営改善支援、人材・労務支援、GX・DX支援、リスクコントロール支援、その他の経営力向上支援等を積極的に行っております。

- 2024年度は645先に対し本業支援に取り組み、多くのお客さまの課題解決の支援を行いました。

### ◆創業支援

創業・新規事業支援が活力ある地域社会の発展につながるという観点から、相談案件に対する支援アドバイスを積極的に行っています。地域の商工会議所・商工会・税理士等と連携し、創業計画書の策定支援を実施しております。

- 2024年度の創業支援実施先:93先

### ◆事業承継・M&A支援

経営者の高齢化による事業承継問題は飛騨地区においても大きな課題となっています。事業承継支援は活力ある地域社会の維持につながるという観点から、相談案件に対する支援を積極的に行っております。また、M&A案件において当金庫は仲介及びアドバイザーによる支援を実施しております。

- 2024年度の事業承継・M&A支援実施先:51先

### ◆販路開拓支援

地域商社(しんきん地域創生ネットワーク株式会社)を活用した販売手法の紹介や、各種プラットフォームを使用したマッチングを実施しています。またクラウドファンディング等、販売促進と資金調達を一体化させたサービスのご紹介も行っています。

- 2024年度の販路開拓支援実施先:29先

### ◆経営改善支援

お取引先企業のさらなる成長と安定を願い、外部専門家(税理士、中小企業診断士等)、岐阜県中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等と連携し、対話を重視した伴走型の経営支援を行っております。

- 2024年度の経営改善支援実施先:46先

### ◆人材・労務支援

人口減少傾向にある当地域において人材・労務に関する課題は重要であると考え、一般の従業員に加えて、中核人材や副業・兼業人材などの採用支援を行っております。

- 2024年度の人材・労務支援実施先:10先

### ◆GX・DX支援

クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動(GX:グリーントランスフォーメーション)、及びデジタル技術を用いた生産性の向上などの業務の改善、変革(DX:デジタルトランスフォーメーション)への支援を行っております。

- 2024年度のGX・DX支援実施先:83先

### ◆リスクコントロール支援

事業を行う上での様々なリスクに対する備えについて、損害保険や各種共済制度等の紹介を行っております。

- 2024年度のリスクコントロール支援実施先:86先

### ◆その他の経営力向上支援

SDGs 私募債の発行支援、ビジネスセミナーや新入社員勉強会の開催、キャッシュレス化支援等、様々な経営力の向上につながる支援を行っています。

- 2024年度のその他の経営力向上支援実施先:246先

### ◆トップライン引上げに対する支援

当金庫はお客さまの販路開拓支援の一環として、全国の信用金庫と連携しビジネスマッチングを積極的に行っております。

### ●ビジネスマッチングへの取組状況

当金庫では、2019年9月よりTakashin Big Advanceの取扱いを開始しました。2025年3月末現在で全国78金融機関と60,000社以上の会員企業がBig Advanceに加入しており、Web上での商談支援に取り組んでおります。

### 信金中央金庫カタログギフト

出展企業:1企業

### ビジネスフェア2024

出展企業:3企業

### 2024年よい仕事おこしフェア

出展企業:2企業

### ●補助金等申請支援への取組状況

2024年度は、17件の事業再構築補助金の申請支援を行いました。外部専門家、よろず支援拠点、岐阜県産業経済振興センター等と連携し、採択から補助事業実施までの支援を行っております。

### ●地域プラットフォームでの取組み

2013年9月より飛騨地域の支援機関による連携した本業支援を進めるため、当金庫を代表機関とする5機関で『飛騨中小企業支援プラットフォーム』を組成しております。2024年度は岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点主催のセミナー及び飛騨DX Solution Fair 2023 in Takayamaの後援を行いました。

### 【飛騨中小企業支援プラットフォーム 構成機関】

高山信用金庫、高山商工会議所、神岡商工会議所、中部産業連盟、株式会社ブレーンプランニング

### ●事業者向け本業支援セミナー(相談会)の開催

お取引企業の本業支援を目的に、各種セミナーを開催しました。

7月5日「地域密着!!お店の魅力づくりセミナー」開催

10月30日「たかしん創業者セミナー」開催

11月13日「はじめての副業・兼業人材の活用セミナー in 飛騨市」開催

11月14日「飛騨DX Solution Fair 2024 in Takayama」開催

## 経営者保証に関するガイドラインに係る対応と金融円滑化への取組み

### ◆経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

#### (1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

### (2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	385件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	41.3%
保証契約を解除した件数	34件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	1件

### ◆金融円滑化への取組みについて

当金庫では、地域中小企業等の皆さまに必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善、支援を行うなど課題解決型金融実践に努め、地域とともに歩んでまいりました。

中小企業及び住宅ローン利用者の皆さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合には、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組み、地域経済の金融の円滑化に全力を傾注いたします。

### ◆お客さま相談窓口

当金庫では、金融円滑化及び経営者保証に関するガイドラインに係る対応に取り組むため専用窓口を設置してご相談をお受けしています。

#### 【経営者保証のガイドライン及び金融円滑化に関する相談窓口】

担 当 部 署 経営管理部 経営戦略課  
電 話 番 号 0120-71-2252  
お問合わせ時間 平日9:00～17:00  
メールアドレス s1532003@facetoface.ne.jp

#### 【お客さま相談窓口】

担 当 部 署 リスク統括部 コンプライアンス課  
電 話 番 号 0120-06-1152  
お問合わせ時間 平日9:00～17:00  
メールアドレス s1532000@facetoface.ne.jp

# 地域活性化及び社会貢献活動等について

## 地域の活性化に関する取組状況

### ◆たかしんSDGs 私募債「ちいきの未来」の取扱い

地域の「未来」を担う学校等へのSDGs達成に向けた用途の寄付を通じて、持続可能な地域づくりを応援するための私募債を取り扱っております。発行されるお客さまは、私募債発行時の手数料割引分を利用して、希望される団体へ寄付を行うことができます。2024年度は1件の私募債を受託いたしました。

・2024年8月26日付 株式会社ひらゆの森(代表取締役 山田幸一)様 北稜中学校へプロジェクター設備を寄贈



### ◆たかしん創業セミナーの開催

創業支援の取組みとして、「たかしん創業セミナー」を外部支援機関と共催で開催しました。セミナーは全3回で8名(6組)の方が参加されました。事業資金の「調達」と「運用」などの財務面、販路開拓、人事面など創業に必要な基礎知識を学んでいただき、最終的にはビジネスプランを作成するといった実践的な内容といたしました。これからも地域活性化の手助けとなるよう、新規創業者支援を創業者に伴走しながら継続してまいります。

2024年10月30日(水)【テーマ:創業とは】

2024年11月 6日(水)【テーマ:創業時に知っておきたい「数字」「人材」の基礎】

2024年11月13日(水)【テーマ:創業時に知っておきたい「販路開拓」の基礎】

講 師 社外社員計画株式会社 代表取締役 岐阜大学 社会システム経営学環 地域ラボ・高山特任准教授 中畑 久美子氏

### ◆飛騨DX solution fair 2024 in Takayamaの開催

飛騨地域では、人口減少や少子高齢化に伴い、労働力不足による企業数の減少・雇用機会の喪失など課題を抱えています。企業のDXは、そうした社会の課題解決だけではなく、新たな雇用機会を創出するなど、地域経済活性化への大きな期待を担う手段であるといえます。飛騨地域のDX化を推進するため、リコージャパン株式会社と共催して、「飛騨DX solution fair 2024 in Takayama」を開催いたしました。これからも地域課題を解決できるよう地域内事業者を支援してまいります。

2024年11月14日(木)

場 所	高山市民文化会館
展 示 会	3階講堂
セ ミ ナ ー	第1部 プロ人材セミナー はじめての副業・兼業人材の活用 第2部 マイクロソフト 生成AI+Copilotセミナー 第3部 Kintone ハンズオンセミナー

### ◆たかしん経済クラブの開催

たかしん経済クラブは、会員の皆さまの繁栄のため、新鮮な情報により経営感覚を磨くとともに、会員相互の親睦と異業種交流の場を提供する目的で設立されております。

#### ■2024年度 第1回講演会



2024年5月22日(水)

テーマ 小よく大を制す  
講 師 舞の海 秀平氏

#### ■2024年度 第2回講演会



2024年9月11日(水)

テーマ 心豊かなくらしのかたち  
今を生きる事とは  
講 師 麻木 久仁子氏

#### ■2024年度 第3回講演会



2025年2月14日(金)

テーマ 心で走る  
マラソンリーダーからの提言  
講 師 瀬古 利彦氏

## ◆たかしんふれあい会

たかしんで年金を受け取ってみえる方のための会になります。様々なイベントや特典があります。

## ■ゴルフ大会

毎年恒例の行事として第12回ゴルフ大会を開催しました。

2024年10月23日(水)

参加者 64名

場 所 飛騨高山カントリークラブ

## ■国内旅行

2泊3日の国内旅行を開催しました。

2024年11月13日(水)～15日(金)

参加者 40名

旅行先 神戸・但馬の小京都出石・天橋立  
2泊3日



## ◆たかしんゴルフ同好会

地域の事業者の皆さまの交流の場として、毎年恒例の行事を開催しました。

## ■第70回たかしんゴルフ同好会

2024年7月31日(水)

参加者 157名

場 所 飛騨高山カントリークラブ

## ■第71回たかしんゴルフ同好会

2024年10月15日(火)

参加者 119名

場 所 飛騨高山カントリークラブ



## ◆公益財団法人たかしん地域振興協力基金による地域の活性化

当基金は地域社会の活性化のため、地方公共団体又は公共的な団体が主催、あるいは後援、協賛する諸活動等に対して助成を行うことにより、地域社会の振興発展に寄与することを目的としています。

2024年4月23日に2024年度の助成先への目録贈呈式を行いました。

## 助成対象者

- ①地方公共団体又は公共的な団体が主催、あるいは後援、協賛する活動であること。
- ②事業活動が営利目的でないこと。
- ③継続事業でないこと。

## 【2024年度の助成実績】

- 地域の産業振興発展助成事業  
該当なし
- 地域の社会生活環境の整備に関する助成事業  
1件 150,000円
- 地域の文化・スポーツ等に関する助成事業  
9件 1,500,000円



## 社会的貢献活動

## 新就職者研修会

飛騨地域の新就職者を対象に研修を行いました。ビジネスマナー、電話対応や名刺交換などの訓練を通して、社会人としての心構えを学んでいただきました。

2024年4月5日(金)

場 所 飛騨・世界生活文化センター

高山信用金庫理事長杯  
全飛中学サッカー大会

未来を創る中学生の健全な育成を目的に、全飛中学サッカー大会を初開催しました。

2024年6月1日(土)

場 所 飛騨古川ふれあい広場  
Xグラウンド



## 信用金庫の日「献血活動」

6月15日の信用金庫の日にちなんで、各地域において役職員が参加し、献血に協力いたしました。

2024年6月4日(火)、6月5日(水)、  
6月6日(木)、6月18日(火)、  
6月24日(月)、6月25日(火)

場 所 日付順に  
高山信用金庫本店／高山信用金庫丹生川支店／高山信用金庫岡本支店／高山信用金庫三福寺支店／飛騨市役所／神岡振興事務所



### 岐阜県立飛騨特別支援学校への委託作業依頼

預金贈答品へのシール貼り作業を依頼し、就労支援に協力させていただきました。

2024年7月・12月



### 飛騨高山フューチャープロジェクト お仕事発見隊

お金の世界に飛び込もう!と題し参加者の皆さまに3つのミッションに取り組んでいただき、お札の数え方や挨拶の仕方、名刺交換などを学び、実際に営業店にてお仕事を体験してもらいました。



2024年7月23日(火)

場 所 高山信用金庫本店・本部

参加者 5名

主 催 飛騨高山フューチャープロジェクト

### 第20回高山信用金庫理事長旗学童野球大会

野球を楽しみながら、健康的な心身を養うため、夏の青空の下、野球大会を開催しました。飛騨全域の学童チームが熱戦を繰り広げました。

2024年8月3日(土)、4日(日)、17日(土)

場 所 高山市中山公園野球場・清見運動公園野球場・丹生川総合グラウンド・久々野総合運動公園グラウンド

参加者 19チーム 328名



### ピンクリボン運動

全営業店窓口にて乳がんの啓発を呼びかけ、募金協力をお願いしました。募金は公益財団法人日本対がん協会「ほほえみ基金」へ寄付いたしました。

2024年10月1日(火)～2024年10月31日(木)まで

場 所 全営業店窓口

### こどものみらい古本募金寄付キャンペーン

SDGs活動の一環として実施しました。読み終えた本などを全店舗で回収し、お客さまから4,069点を寄付していただき古本買取業者を通じて「こどもの未来応援基金」に80,949円寄付いたしました。

2024年7月1日(月)～  
8月30日(金)まで

場 所 全営業店窓口



### 夏休み小学生体験講座「わくわくお金教室」

お金に関するクイズに挑戦したり、お札や硬貨の偽造防止技術を知ってもらうことで、お金の大切さを小学生に学んでいただきました。

2024年7月26日(金) 午前・午後の2回講座

場 所 高山市女性青少年会館

参加者 各回30名

主 催 高山市女性青少年会館



### 2024秋のこどもまんなか月間

金融への興味関心を高めるきっかけ作りとして、当金庫の営業窓口に来店された小学生以下のお子さまに「クイズ用紙とお菓子等のセット」をお渡ししました。

2024年11月1日(金)～  
11月29日(金)まで

場 所 全営業店窓口



### 未来をアシスト!学生応援キャンペーン特大絵馬奉納

「未来をアシスト!学生応援キャンペーン」合格祈願の特大絵馬を岐阜県立斐太高等学校の美術部と書道部の皆さまに作成していただきました。皆さまご同席のもと、この絵馬を飛騨天満宮へ奉納しました。



2025年1月17日(金)

場 所 飛騨天満宮

## 貸借対照表

単位:百万円

科目	第98期 2024年3月期	第99期 2025年3月期
<b>資産の部</b>		
現金	2,768	2,807
預け金	41,973	40,392
買入金銭債権	711	417
有価証券	71,015	67,988
国債	4,156	4,951
地方債	14,024	12,559
社債	29,405	26,812
株式	30	30
その他の証券	23,399	23,634
貸出金	124,070	125,566
割引手形	16	15
手形貸付	5,026	5,656
証書貸付	111,156	111,392
当座貸越	7,871	8,502
その他資産	1,927	1,948
未決済為替貸	49	35
信金中金出資金	1,546	1,546
前払費用	11	15
未収収益	312	344
その他の資産	8	6
有形固定資産	3,068	3,000
建物	1,274	1,195
土地	1,597	1,584
その他の有形固定資産	197	220
無形固定資産	116	88
ソフトウェア	112	84
その他の無形固定資産	3	3
前払年金費用	—	9
繰延税金資産	98	102
債務保証見返	2,467	2,410
貸倒引当金	△ 3,519	△ 3,661
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,231)	(△ 3,350)
<b>資産の部合計</b>	<b>244,700</b>	<b>241,071</b>

単位:百万円

科目	第98期 2024年3月期	第99期 2025年3月期
<b>負債の部</b>		
預金積金	232,309	230,632
当座預金	6,705	5,727
普通預金	102,546	102,591
貯蓄預金	399	372
通知預金	352	598
定期預金	114,847	113,765
定期積金	6,287	5,550
その他の預金	1,170	2,026
その他負債	254	370
未決済為替借	61	31
未払費用	66	113
給付補填備金	3	3
未払法人税等	0	0
前受収益	36	41
払戻未済金	3	5
払戻未済持分	0	0
職員預り金	49	54
資産除去債務	15	15
その他の負債	16	102
賞与引当金	121	124
退職給付引当金	5	—
役員退職慰労引当金	108	96
睡眠預金払戻損失引当金	8	8
偶発損失引当金	6	22
債務保証	2,467	2,410
<b>負債の部合計</b>	<b>235,281</b>	<b>233,665</b>
<b>純資産の部</b>		
出資金	694	687
普通出資金	694	687
利益剰余金	9,564	9,687
利益準備金	697	694
その他利益剰余金	8,867	8,993
特別積立金	8,000	8,000
当期末処分剰余金	867	993
会員勘定合計	10,259	10,375
その他有価証券評価差額金	△ 839	△ 2,969
評価・換算差額等合計	△ 839	△ 2,969
<b>純資産の部合計</b>	<b>9,419</b>	<b>7,405</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>244,700</b>	<b>241,071</b>

## 損益計算書

単位:千円

科目	第98期 2024年3月期	第99期 2025年3月期
<b>経常収益</b>	<b>3,161,205</b>	<b>3,338,273</b>
資金運用収益	2,714,005	2,994,648
貸出金利息	1,918,256	1,981,139
預け金利息	121,482	187,078
有価証券利息配当金	641,246	792,606
その他の受入利息	33,020	33,824
役務取引等収益	355,030	302,935
受入為替手数料	97,948	93,948
その他の役務収益	257,082	208,987
その他業務収益	66,280	35,706
国債等債券売却益	33,726	0
その他の業務収益	32,554	35,706
その他経常収益	25,888	4,983
償却債権取立益	3,991	2,030
株式等売却益	16,724	—
その他の経常収益	5,172	2,952
<b>経常費用</b>	<b>3,015,732</b>	<b>3,185,111</b>
資金調達費用	27,974	139,307
預金利息	26,072	137,352
給付補填備金繰入額	1,656	1,693
その他の支払利息	244	260
役務取引等費用	360,581	365,345
支払為替手数料	21,609	21,960
その他の役務費用	338,971	343,384
その他業務費用	88,366	339
国債等債権償却	88,345	—
その他の業務費用	21	339
経費	2,416,402	2,449,910
人件費	1,591,633	1,585,811
物件費	751,431	789,836
税金	73,336	74,261
その他経常費用	122,407	230,209
貸出金償却	4,490	6,988
貸倒引当金繰入額	97,567	196,852
その他の経常費用	20,349	26,367

単位:千円

科目	第98期 2024年3月期	第99期 2025年3月期
<b>経常利益</b>	<b>145,472</b>	<b>153,161</b>
特別利益	—	—
特別損失	18,122	20,401
固定資産処分損	18,122	1,279
その他の特別損失	—	19,122
<b>税引前当期純利益</b>	<b>127,350</b>	<b>132,760</b>
法人税、住民税及び事業税	863	863
法人税等調整額	△ 17,590	△ 4,180
法人税等合計	△ 16,727	△ 3,317
<b>当期純利益</b>	<b>144,077</b>	<b>136,078</b>
繰越金(当期首残高)	723,590	857,038
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>867,668</b>	<b>993,117</b>

## 剰余金処分計算書

単位:千円

科目	第98期 2024年3月期	第99期 2025年3月期
当期末処分剰余金	867,668	993,117
利益準備金限度超過額取崩額	3,165	6,259
<b>合計</b>	<b>870,834</b>	<b>999,377</b>
剰余金処分額	13,795	13,746
普通出資に対する配当金	13,795	13,746
<b>繰越金(当期末残高)</b>	<b>857,038</b>	<b>985,630</b>

## 会計監査人による監査について

2024年6月14日開催の第98期通常総代会及び、2025年6月17日開催の第99期通常総代会で報告を行った2023年度及び2024年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、きぼう監査法人の監査を受けております。

## 内部監査について

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月17日

高山信用金庫 理事長

坂口 秀平

注記事項

【貸借対照表関係】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物…18年～50年 その他…3年～20年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は466百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。  
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)  
年金資産の額 ————— 1,832,300百万円

年金財政計算上の数理債務の額と  
最低責任準備金の額との合計額 ————— 1,853,684百万円  
差引額 ————— △21,384百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在)  
0.2320%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金42百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 会計上の見積もりにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 ————— 3,661百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力や債務償還能力、経営改善計画の内容や進捗状況等を踏まえ、個別に設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化や経済環境の変化等により、当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額32百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額3,378百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,250百万円
危険債権額	4,622百万円
要管理債権額	該当ございません
三月以上延滞債権額	該当ございません
貸出条件緩和債権額	該当ございません
小計額	6,872百万円
正常債権額	1,21,192百万円
合計額	1,28,065百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

16. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15百万円であります。
17. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券 ————— 204百万円 (日銀蔵入代理店事務取扱いの担保)

有価証券 ————— 1,193百万円 (為替決済取引の担保)

定期性預け金 ————— 5,800百万円 (為替決済取引の担保)

また、その他の資産のうち預託金は1百万円が含まれております。

18. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,180百万円であります。
19. 出資1口当たりの純資産額538円32銭
20. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当金庫は、融資基本方針に則り、信用リスク管理方針・管理規程及び融資関連諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及びリスク統括部により行われ、また、定期的に大口融資審査委員会等を開催し審議しており、経営陣に報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク統括部及び監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部及び資金運用部並びにALM委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ②市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理方針・管理規程において、リスク管理方法や手続き等を定めており、ALM委員会運営要領に基づき、ALM委員会及び常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部及び資金運用部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

##### (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

##### (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、資金運用規程による資金運用方針に基づき行われております。

資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、ALM委員会及び常務会に定期的に報告されております。

##### (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、5,969百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

## 21. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

単位:百万円

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	40,392	39,432	△ 959
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	400	392	△ 7
その他有価証券	67,497	67,497	—
(3)貸出金(※1)	125,566		
貸倒引当金(※2)	△ 3,661		
	121,905	119,232	△ 2,672
金融資産計	230,195	226,554	△ 3,640
(1)預金積金	230,632	230,378	△ 254
金融負債計	230,632	230,378	△ 254

(※1)貸出金の時価は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### 注1 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

#### 金融資産

##### (1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

##### (2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によ

ております。

自金庫保証付私募債は、保証料のない私募債の現在価値に経過利息と前受保証料を加減しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については2.2に記載しております。

### (3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

### 金融負債

#### (1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

**注2 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。**

単位:百万円

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	30
信金中央金庫出資金(※1)	1,546
組合出資金(※2)	60
合計	1,636

(※1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 注3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

単位:百万円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めが 無いもの
預け金(※)	6,000	15,500	7,000	5,500	6,392
有価証券	6,332	24,182	19,818	11,372	9,252
満期保有目的の債券	—	—	200	200	—
その他有価証券のうち満期があるもの	6,332	24,182	19,618	11,172	9,252
貸出金(※)	20,806	36,065	23,659	35,152	9,882
合計	33,138	75,748	50,478	52,024	25,526

(※)預け金のうち、定期性預け金以外、また貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や延滞・期流れの債権等、償還予定額が見込めない債権については「期間の定めが無いもの」に含めております。

**注4 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額**

単位:百万円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めが ないもの
預金積金(*)	82,803	35,227	101	347	112,150
合計	82,803	35,227	101	347	112,150

(\*)預金積金のうち、要求払預金は「期間の定めが無いもの」に含めております。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、23.まで同様であります。

**満期保有目的の債券**

単位:百万円

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	400	392	△7
	小計	400	392	△7
合計		400	392	△7

**その他有価証券**

単位:百万円

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	債券	5,756	5,618	137
	国債	3,829	3,750	79
	地方債	500	500	0
	社債	1,426	1,368	57
	その他	4,919	4,181	738
	小計	10,676	9,800	875
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	債券	38,567	41,352	△2,785
	国債	1,121	1,181	△60
	地方債	12,059	13,654	△1,594
	社債	25,386	26,516	△1,130
	その他	18,254	19,313	△1,059
	小計	56,821	60,666	△3,844
合計		67,497	70,466	△2,969

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券

単位:百万円

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	99	0	—
国債	—	—	—
社債	99	0	—
その他	—	—	—
合計	99	0	—

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,068百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが16,310百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じ

て不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

**繰延税金資産**

貸倒引当金	1,009百万円
その他有価証券評価差額金	808
税務上の繰越欠損金	409
減価償却限度超過額	81
貸出金償却	48
賞与引当金	33
役員退職慰労引当金	26
有価証券償却	24
未収利息	5
その他	69
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>2,517</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△363
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,047
<b>評価性引当額小計</b>	<b>△2,411</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>105</b>
<b>繰延税金負債</b>	
前払年金費用	2
資産除去債務に係る有形固定資産	0
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>2</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>102百万円</b>

**【損益計算書関係】**

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額9円83銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

単位:百万円

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	下呂市内	営業用店舗 2店舗	事業用 不動産	19

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、預金特化型店舗は母店と一つのグルーピング)でグルーピングしております。本部施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、上記資産の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は路線価等を基にした時価評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

## 最近5年間の主な経営指数の推移

科目	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
経常収益 (千円)	3,238,223	3,148,993	3,023,114	3,161,205	3,338,273
経常利益(△は経常損失) (千円)	82,488	126,609	117,601	145,472	153,161
当期純利益(△は当期純損失) (千円)	80,874	125,224	113,474	144,077	136,078
出資総口数 (千口)	13,929	13,934	13,945	13,882	13,757
出資総額 (百万円)	696	696	697	694	687
純資産額 (百万円)	11,230	10,615	9,285	9,419	7,405
総資産額 (百万円)	260,877	269,662	258,832	244,700	241,071
預金積金残高 (百万円)	238,822	246,469	244,334	232,309	230,632
貸出金残高 (百万円)	123,354	124,289	126,284	124,070	125,566
有価証券残高 (百万円)	78,012	76,178	73,441	71,015	67,988
単体自己資本比率 (%)	9.21	9.10	9.26	9.38	9.67
出資に対する配当金(出資1口当たり) (円)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
役員数 (人)	15	15	15	15	14
うち常勤役員数 (人)	8	8	8	8	7
職員数 (人)	222	217	216	213	210
会員数 (人)	18,912	18,987	19,002	18,979	18,844

## 業務粗利益及び業務粗利益率

単位:千円

科目	2024年3月期	2025年3月期
資金運用収支	2,686,030	2,855,341
資金運用収益	2,714,005	2,994,648
資金調達費用	27,974	139,307
役務取引等収支	△ 5,550	△ 62,410
役務取引等収益	355,030	302,935
役務取引等費用	360,581	365,345
その他の業務収支	△ 22,085	35,366
その他業務収益	66,280	35,706
その他業務費用	88,366	339
業務粗利益	2,658,394	2,828,297
業務粗利益率 (%)	1.07	1.16

(注) 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

## 業務純益

単位:千円

科目	2024年3月期	2025年3月期
業務純益	316,336	372,260
実質業務純益	259,951	395,057
コア業務純益	314,570	395,057
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	348,376	292,007

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - 業務費用  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費を含まないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 預貸率・預証率

単位:%

		2024年3月期	2025年3月期
預貸率	期中平均	51.74	53.18
	期末	53.40	54.44
預証率	期中平均	30.49	30.71
	期末	30.56	29.47

(注) 1. 預貸率は、預金に対する貸出金の運用割合を示す指標です。  
2. 預証率は、預金に対する有価証券の保有割合を示す指標です。  
3. 算出の分母となる預金には、定期積金を含んでおります。

## 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

単位：平均残高・利息 百万円、利回り %

	2024年3月期			2025年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	247,724	2,714	1.09	242,026	2,994	1.23
うち貸出金	124,055	1,918	1.54	124,571	1,981	1.59
うち預け金	48,699	121	0.24	43,350	187	0.43
うち有価証券	73,110	641	0.87	71,943	792	1.10
資金調達勘定	240,157	27	0.01	234,257	139	0.05
うち預金積金	239,763	27	0.01	234,205	139	0.05
うち借入金	345	0	0.00	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2024年3月期102百万円、2025年3月期98百万円)を控除して表示しております。

## 受取・支払利息の増減

単位：千円

	2024年3月期			2025年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 60,581	119,665	59,084	△ 11,988	292,631	280,643
うち貸出金	△ 5,695	30,993	25,298	8,008	54,874	62,883
うち預け金	△ 23,648	35,724	12,076	△ 14,617	80,213	65,595
うち有価証券	△ 19,136	42,727	23,590	△ 10,389	161,749	151,360
支払利息	△ 1,762	244	△ 1,517	△ 704	112,036	111,332
うち預金積金	△ 749	△ 689	△ 1,439	△ 657	111,974	111,316
うち借入金	△ 34	△ 36	△ 71	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

## 経費の内訳

単位：千円

	2024年3月期	2025年3月期
人件費	1,591,633	1,585,811
報酬給料手当	1,196,706	1,239,460
退職給付費用	157,800	139,867
その他	237,127	206,483
物件費	751,431	789,836
事務費	291,564	316,189
うち旅費・交通費	4,070	3,000
うち通信費	24,059	26,015
うち事務機械賃借料	7,173	7,403
うち事務委託費	182,277	197,034
固定資産費	146,964	135,477
うち土地建物賃借料	17,544	17,239
うち保全管理費	92,081	84,171
事業費	80,546	84,145
うち広告宣伝費	19,163	20,217
うち交際費・寄贈費・諸会費	39,752	44,850
人事厚生費	18,705	19,994
減価償却費	178,198	199,372
その他	35,452	34,657
税金	73,336	74,261
合計	2,416,402	2,449,910

## 総資金利鞘

単位：%

	2024年3月期	2025年3月期
資金運用利回り	1.09	1.23
資金調達原価率	1.01	1.09
総資金利鞘	0.08	0.14

## 総資産利益率

単位：%

	2024年3月期	2025年3月期
総資産経常利益率	0.05	0.06
総資産当期純利益率	0.05	0.05

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## 預金

## 預金の科目別平均残高

単位:百万円

	2024年3月期	2025年3月期
預金平均残高	239,763	234,205
流動性預金	113,946	112,606
当座預金	6,404	6,232
普通預金	105,794	104,688
貯蓄預金	401	397
通知預金	557	514
その他の流動性預金	790	773
定期性預金	125,816	121,598
定期預金	119,278	115,734
定期積金	6,537	5,864

## 預金の預金者別残高

単位:百万円

	2024年3月期	2025年3月期
預金残高	232,309	230,632
個人	174,721	172,825
法人	45,344	45,834
公金	12,142	11,923
金融機関	100	49

## 定期預金の種類別残高

単位:百万円

	2024年3月期	2025年3月期
定期預金	114,469	113,385
固定金利定期預金	114,465	113,380
変動金利定期預金	4	4

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

## 貸出金

## 貸出金の科目別平均残高

単位:百万円

	2024年3月期	2025年3月期
貸出金平均残高	124,055	124,571
割引手形	24	12
手形貸付	4,765	5,132
証書貸付	112,028	111,562
当座貸越	7,237	7,864

## 貸出金の種類別残高

単位:百万円

	2024年3月期	2025年3月期
貸出金残高	124,070	125,566
固定金利	81,623	83,067
変動金利	42,447	42,499

## 貸出金の担保別残高

単位:百万円

	2024年3月期	2025年3月期
貸出金残高	124,070	125,566
当金庫預金積金	1,071	988
有価証券	0	31
不動産	26,418	27,062
信用保証協会・信用保険	32,816	32,159
保証	12,032	13,205
信用	51,730	52,117

## 債務保証見返の担保別残高

単位:百万円

	2024年3月期	2025年3月期
債務保証見返	2,467	2,410
不動産	191	65
保証	14	12
信用	2,261	2,332

## 貸出金の用途別残高

単位:百万円

	2024年3月期	2025年3月期
貸出金残高	124,070	125,566
設備資金	65,416	67,911
運転資金	58,653	57,654

## 貸出金の業種別残高

単位：先、百万円、%

業種	2024年3月期			2025年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	184	6,623	5.3%	181	7,611	6.0%
農業、林業	68	979	0.7%	73	1,099	0.8%
漁業	0	0	0.0%	0	0	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	76	0.0%	1	66	0.0%
建設業	344	7,765	6.2%	336	8,000	6.3%
電気、ガス、熱供給、水道業	32	3,424	2.7%	29	3,278	2.6%
情報通信業	5	78	0.0%	5	51	0.0%
運輸業、郵便業	30	3,742	3.0%	30	3,591	2.8%
卸売業、小売業	336	11,227	9.0%	330	11,761	9.3%
金融業、保険業	15	4,166	3.3%	13	3,767	3.0%
不動産業	178	15,981	12.8%	184	15,983	12.7%
物品賃貸業	7	1,261	1.0%	8	1,190	0.9%
学術研究、専門・技術サービス業	36	781	0.6%	34	917	0.7%
宿泊業	96	7,283	5.8%	95	7,821	6.2%
飲食業	180	1,871	1.5%	181	1,887	1.5%
生活関連サービス業、娯楽業	93	1,078	0.8%	97	1,032	0.8%
教育、学習支援業	14	64	0.0%	11	101	0.0%
医療、福祉	73	3,563	2.8%	71	3,429	2.7%
その他のサービス	114	1,590	1.2%	118	1,749	1.3%
小計	1,806	71,561	57.6%	1,797	73,343	58.4%
地方公共団体	6	8,873	7.1%	6	8,067	6.4%
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,312	43,635	35.1%	7,219	44,155	35.1%
合計	9,124	124,070	100.0%	9,022	125,566	100.0%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 貸出金の会員・会員外別残高

単位：百万円

	2024年3月期	2025年3月期
会員貸出	107,535	110,399
会員外貸出	16,535	15,166

## 個人ローン残高

単位：百万円

	2024年3月期	2025年3月期
消費者ローン(カードローン含む)	9,682	9,729
住宅ローン	33,416	33,957
合計	43,099	43,687

## 貸出金償却の額

単位：千円

	2024年3月期	2025年3月期
貸出金償却額	4,490	6,988

## 代理貸付残高

単位：百万円

	2024年3月期	2025年3月期
信金中央金庫	0	0
日本政策金融公庫(普通貸付)	0	0
日本政策金融公庫(教育資金)	8	7
日本政策金融公庫(生活衛生)	0	0
日本政策金融公庫(中小企業事業)	0	0
日本政策金融公庫(農林水産事業)	667	604
独立行政法人住宅金融支援機構	283	262
独立行政法人福祉医療機構	13	11
合計	973	885

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

単位:百万円、%

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
				(c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年3月期	2,168	2,168	483	1,684	100.00%	100.00%
	2025年3月期	2,250	2,250	545	1,704	100.00%	100.00%
危険債権	2024年3月期	3,855	2,905	1,359	1,546	75.36%	61.94%
	2025年3月期	4,622	3,191	1,545	1,645	69.03%	53.48%
要管理債権	2024年3月期	—	—	—	—	—	—
	2025年3月期	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	2024年3月期	—	—	—	—	—	—
	2025年3月期	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2024年3月期	—	—	—	—	—	—
	2025年3月期	—	—	—	—	—	—
小計(A)	2024年3月期	6,024	5,074	1,843	3,231	84.23%	77.27%
	2025年3月期	6,872	5,441	2,091	3,350	79.17%	77.06%
正常債権(B)	2024年3月期	120,624					
	2025年3月期	121,192					
総与信残高(A)+(B)	2024年3月期	126,649					
	2025年3月期	128,065					

- (注)
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
  - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
  - 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と、「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
  - 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
  - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
  - 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
  - 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
  - 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
  - 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸付契約によるものに限る。)です。

## 有価証券

### 有価証券の種類別の残存期間別の残高

単位:百万円

2024年3月期	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	—	941	1,507	1,095	438	173	—	4,156
地方債	2,404	502	—	158	4,794	6,164	—	14,024
社債	4,263	8,193	6,729	4,925	2,497	2,796	—	29,405
株式	—	—	—	—	—	—	30	30
外国証券	500	2,186	3,348	1,562	2,692	2,720	6,381	19,391
その他の証券	—	270	138	299	220	80	2,997	4,007
合計	7,168	12,094	11,724	8,041	10,643	11,934	9,409	71,015

単位:百万円

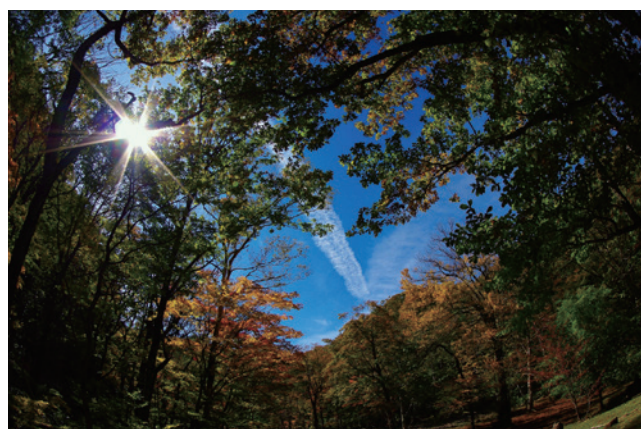
2025年3月期	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	303	1,232	1,672	207	1,379	156	—	4,951
地方債	500	—	44	94	6,412	5,508	—	12,559
社債	4,417	6,904	7,542	3,747	1,955	2,244	—	26,812
株式	—	—	—	—	—	—	30	30
外国証券	1,094	2,268	3,586	2,263	2,585	1,500	6,317	19,616
その他の証券	—	256	367	52	261	79	2,999	4,017
合計	6,315	10,662	13,213	6,364	12,595	9,489	9,348	67,988

### 有価証券の種類別の平均残高

単位:百万円

種類	2024年3月期	2025年3月期
国債	4,690	4,421
地方債	13,774	14,763
社債	30,440	29,114
株式	30	30
外国証券	20,776	20,237
その他の証券	3,398	3,374
合計	73,110	71,943

「飛騨の魅力を伝える写真コンテスト」入賞作品



「せせらぎ街道秋来る」

## 有価証券の時価情報等

## 1. 売買目的有価証券

該当ありません。

## 2. 満期保有目的の債券

単位:百万円

種類		2024年3月期			2025年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	400	413	13	—	—	—
	小計	400	413	13	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	—	—	—	400	392	△ 7
	小計	—	—	—	400	392	△ 7
合計		400	413	13	400	392	△ 7

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

## 3. その他有価証券

単位:百万円

種類		2024年3月期			2025年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	15,825	15,555	269	5,756	5,618	137
	国債	3,983	3,769	213	3,829	3,750	79
	地方債	6,073	6,049	23	500	500	0
	社債	5,768	5,736	32	1,426	1,368	57
	その他	6,490	5,540	949	4,919	4,181	738
	小計	22,315	21,096	1,219	10,676	9,800	875
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	31,760	33,063	△ 1,303	38,567	41,352	△ 2,785
	国債	173	187	△ 14	1,121	1,181	△ 60
	地方債	7,950	8,679	△ 729	12,059	13,654	△ 1,594
	社債	23,637	24,196	△ 559	25,386	26,516	△ 1,130
	その他	16,450	17,206	△ 755	18,254	19,313	△ 1,059
	小計	48,211	50,270	△ 2,058	56,821	60,666	△ 3,844
合計		70,527	71,367	△ 839	67,497	70,466	△ 2,969

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

## 4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

単位:百万円

種類	2024年3月期	2025年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	30	30
信金中央金庫出資金	1,546	1,546
組合出資金	57	60
合計	1,634	1,636

## 金銭の信託

### 1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

### 2. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

### 3. その他の金銭の信託

該当ありません。

## その他

### 内国為替取扱高

単位: 件、百万円

		2024年3月期		2025年3月期	
		送金為替	代金取立	送金為替	代金取立
仕向為替	件数	815,131	11	733,545	2
	金額	278,427	3	243,310	7
被仕向為替	件数	873,714	10	881,104	5
	金額	273,911	2	258,852	40

## 役職員の報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

## デリバティブ取引

(規則第102条第1項第5号に掲げる取引: 金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、クレジットデリバティブ取引)

該当ありません。

#### (2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

単位: 百万円

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	108

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」75百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」30百万円となっております。  
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金部分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。  
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金部分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。  
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。  
2. 「同等等」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項目	2024年 3月期	2025年 3月期
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,245	10,361
うち、出資金及び資本剰余金の額	694	687
うち、利益剰余金の額	9,564	9,687
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	289	314
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	289	314
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 10,534	10,675
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	116	88
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	116	88
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	34	45
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用	—	7
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 151	141
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 10,383	10,534
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	105,622	104,169
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,063	4,656
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 110,685	108,825
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.38%	9.67%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	2024年3月期		2025年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計</b>	<b>105,622</b>	<b>4,224</b>	<b>104,169</b>	<b>4,166</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	96,183	3,847	95,870	3,834
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20	0	20	0
国際開発銀行向け	80	3	80	3
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	165	6	157	6
地方三公社向け	92	3	91	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,385	375	11,529	461
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,160	46
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	40,119	1,604	37,770	1,510
中小企業等向け及び個人向け	26,679	1,067		
中堅中小企業等向け及び個人向け			15,157	606
トランザクター向け			632	25
抵当権付住宅ローン	589	23		
不動産取得等事業向け	8,461	338		
不動産関連向け			21,509	860
自己居住用不動産等向け			11,740	469
賃貸用不動産向け			7,426	297
事業用不動産関連向け			1,807	72
その他不動産関連向け			533	21
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
三月以上延滞等	171	6		
延滞等向け			2,981	119
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			154	6
取立未済手形	9	0	7	0
信用保証協会等による保証付	595	23	607	24
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	91	3		
出資等のエクスポージャー	91	3		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			93	3
上記以外	9,721	388	5,711	228
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	999	39	—	—
信金中央金庫の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,308	92	2,285	91
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	159	6	148	5
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	6,254	250	3,277	131

バーゼルⅢに基づく開示

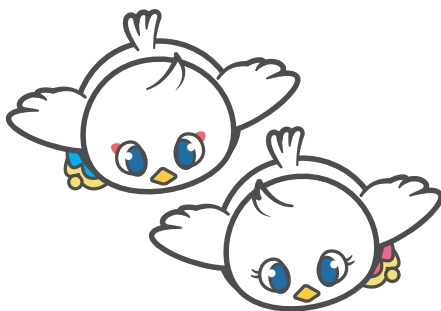
自己資本の充実の状況等について

# 自己資本の充実の状況等について

単位：百万円

	2024年3月期		2025年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計</b>				
②証券化エクスポージャー	297	11	196	7
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	297	11	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	196	7
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,902	316	8,102	324
ルック・スルー方式	7,902	316	8,102	324
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額</b>	<b>5,063</b>	<b>202</b>	<b>4,656</b>	<b>186</b>
BI	—	—	—	—
BIC	—	—	4,656	—
<b>ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>110,685</b>	<b>4,427</b>	<b>108,825</b>	<b>4,353</b>

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年3月期計数)。  
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILM(内部喪失乗数)の値を「1」とし、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2025年3月期計数)。  
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%



「飛驒の魅力伝える写真コンテスト」入賞作品



「歓喜の朝」

# 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

## 1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

### ■地域別・業種別・残存期間別

単位:百万円

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	2024年3月期				2025年3月期			
	信用リスクエクスポージャー期末残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高			延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券		
国内	224,438	124,473	49,319	1,097	227,062	130,629	49,319	6,809
国外	12,510	—	12,510	—	13,108	0	12,510	0
地域別合計	236,948	124,473	61,830	1,097	240,171	130,629	61,830	6,809
製造業	11,687	6,853	4,828	75	12,854	8,020	4,828	338
農業、林業	1,313	1,313	—	—	1,454	1,454	0	233
漁業	—	—	—	—	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	76	76	—	—	66	66	0	0
建設業	10,885	8,995	1,890	71	11,877	9,687	1,890	1,084
電気・ガス・熱供給・水道業	5,963	3,467	2,495	—	6,024	3,328	2,495	0
情報通信業	1,776	93	1,488	—	1,708	87	1,488	0
運輸業、郵便業	5,155	3,805	1,350	—	5,046	3,696	1,350	148
卸売業、小売業	15,097	12,017	3,080	104	15,935	12,755	3,080	664
金融業、保険業	68,129	3,223	21,328	—	66,095	2,628	21,328	0
不動産業	18,463	16,713	1,750	58	18,653	16,923	1,750	1,908
物品賃貸業	2,094	1,262	300	—	2,002	1,202	300	0
学術研究、専門・技術サービス業	853	853	—	—	1,013	1,013	0	13
宿泊業	7,366	7,366	—	745	7,995	7,995	0	1,872
飲食業	2,354	2,354	—	—	2,345	2,345	0	20
生活関連サービス業、娯楽業	2,119	1,766	350	—	2,306	1,752	350	8
教育、学習支援業	67	67	—	—	106	106	0	4
医療・福祉	3,866	3,866	—	—	3,800	3,800	0	234
その他のサービス	1,874	1,823	50	4	2,048	1,997	50	64
国・地方公共団体等	31,859	8,888	22,918	—	29,479	8,630	22,918	0
個人	39,664	39,664	—	35	43,133	43,133	0	215
その他	6,278	—	—	—	6,220	0	0	0
業種別合計	236,948	124,473	61,830	1,097	240,171	130,629	61,830	6,809
1年以下	55,708	16,138	7,161		44,017	19,428	7,161	
1年超3年以下	27,247	7,898	11,868		34,713	9,767	11,868	
3年超5年以下	21,374	9,777	11,596		22,147	8,994	11,596	
5年超7年以下	19,143	11,334	7,809		19,116	12,453	7,809	
7年超10年以下	29,446	16,963	10,483		28,330	14,505	10,483	
10年超	75,769	61,858	12,910		75,968	63,691	12,910	
期間の定めのないもの	8,259	502	—		15,877	1,789	0	
残存期間別合計	236,948	124,473	61,830		240,171	130,629	61,830	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 自己資本の充実の状況等について

### 2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単位:百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
2024年3月期	一般貸倒引当金	344	288	—	344	288
	個別貸倒引当金	3,093	3,231	15	3,077	3,231
	合計	3,437	3,519	15	3,421	3,519
2025年3月期	一般貸倒引当金	288	311	—	288	311
	個別貸倒引当金	3,231	3,350	55	3,176	3,350
	合計	3,519	3,661	55	3,464	3,661

(注) 自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

### 3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位:百万円

	2024年3月期						2025年3月期					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
製造業	67	66	1	66	66	—	66	34	30	35	34	2
農業、林業	6	40	—	6	40	—	40	35	—	40	35	—
建設業	179	169	1	177	169	—	169	313	1	167	313	—
運輸業、郵便業	22	22	—	22	22	—	22	19	—	22	19	—
卸売業、小売業	123	117	2	120	117	—	117	174	22	94	174	—
不動産業	1,377	1,366	—	1,377	1,366	—	1,366	1,333	—	1,366	1,333	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	—	1	1	—	1	—	—	1	—	—
宿泊業	1,266	1,374	2	1,263	1,374	—	1,374	1,358	—	1,374	1,358	—
飲食業	5	5	—	5	5	—	5	4	—	5	4	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	—	0	0	—	0	—	—	0	—	—
教育、学習支援業	1	1	—	1	1	—	1	4	—	1	4	—
医療・福祉	—	23	—	—	23	—	23	41	—	23	41	—
その他のサービス	5	5	—	5	5	—	5	3	—	5	3	—
個人	35	37	6	28	37	—	37	25	—	37	25	0
合計	3,093	3,231	15	3,077	3,231	—	3,231	3,350	55	3,176	3,350	2

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位:百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分	2024年3月期	
	エクスポージャーの額	
	格付あり	格付なし
0%	—	46,697
10%	—	14,422
20%	24,804	47,542
35%	—	1,266
50%	21,019	959
75%	—	27,440
100%	1,800	50,032
150%	20	34
250%	—	907
350%	—	—
1250%	—	—
合計	236,948	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

単位:百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分	2025年3月期			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	133,091	12,940	10%	134,338
40%~70%	35,876	20,937	10%	36,709
75%	13,701	5,441	13%	13,148
80%	—	—	—	—
85%	22,830	4,835	24%	22,931
90%~100%	12,265	2,146	16%	12,256
105%~130%	6,701	—	0%	6,694
150%	1,644	69	53%	1,597
250%	93	—	—	93
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	226,205	46,371	12%	227,770

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2024年3月期については記載しておりません。  
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

### 5. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位:百万円

	2025年3月期					リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・ アセットの額	
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
現金	2,807	—	2,807	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,384	—	11,384	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	22,784	—	22,784	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	—	100	—	20	20%
国際開発銀行向け	400	—	400	—	80	20%
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,474	—	1,474	—	157	11%
地方三公社向け	456	—	456	—	91	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	52,141	—	52,141	—	11,529	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,901	—	3,901	—	1,160	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	54,020	6,834	52,845	1,443	37,770	70%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	32,718	39,103	31,476	2,694	15,157	44%
トランザクター向け	—	31,071	—	1,970	632	32%
不動産関連向け	33,451	—	33,250	—	21,509	65%
自己居住用不動産等向け	22,219	—	22,136	—	11,740	53%
賃貸用不動産向け	8,507	—	8,467	—	7,426	88%
事業用不動産関連向け	1,762	—	1,756	—	1,807	103%
その他不動産関連向け	962	—	889	—	533	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,487	172	2,455	51	2,981	119%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	184	—	184	—	154	84%
取立未済手形	35	—	35	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	11,665	260	11,665	26	607	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	93	—	93	—	93	100%
合計					90,158	

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2024年3月期については記載しておりません。  
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことであります。  
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことであります。

バーゼルIIIに基づく開示

自己資本の充実の状況等について

# 自己資本の充実の状況等について

## 6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	2025年3月期														
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)														
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	
現金	2,807	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,384	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	22,784	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	1,374	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	456	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	43,132	—	8,008	—	—	—	—	—	—	1,000	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,500	—	1,700	—	—	—	—	—	—	700	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	7,696	—	—	—	—	—	—	—	—	12,887	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,970	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,970	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	994	494	1,885	—	287	—	1,132	—	797	1,041	—	
自己居住用不動産等向け	—	—	—	994	494	1,554	—	—	—	1,132	—	—	1,041	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	331	—	287	—	—	—	797	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	478	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	5,618	6,073	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	42,593	7,447	—	52,916	494	9,893	—	287	—	1,132	—	2,767	15,406	—	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年3月期については記載していません。

「飛騨の魅力を伝える写真コンテスト」入賞作品



「田植えを終えて」



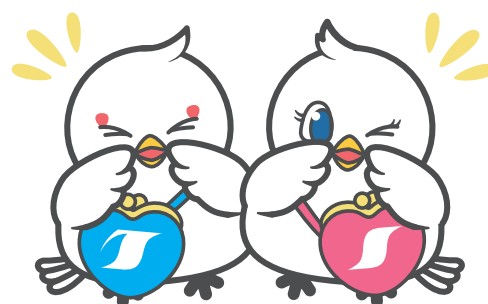
「紅葉と五連水車」

単位：百万円

2025年3月期																	
資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																	
60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,807
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,384
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,784
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,474
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	456
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52,141
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,901
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1,900	-	22,931	-	-	8,874	-	-	-	-	-	-	-	-	54,289
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	19,449	-	-	-	-	12,750	-	-	-	-	-	-	-	-	34,171
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,970
1,581	-	17,060	927	-	-	255	-	-	5,419	1,275	-	-	97	-	-	-	33,250
-	-	16,856	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,136
691	-	-	864	-	-	-	-	-	5,419	-	-	-	76	-	-	-	8,467
-	-	204	-	-	-	255	-	-	-	1,275	-	-	20	-	-	-	1,756
889	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	889
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	481	-	-	-	-	1,547	-	-	-	2,507
-	-	-	-	-	-	-	-	184	-	-	-	-	-	-	-	-	184
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,691
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	-	-	93
1,581	-	17,060	22,277	-	22,931	255	-	22,291	5,419	1,275	-	-	1,644	93	-	-	227,770

バーゼルⅢに基づく開示

自己資本の充実の状況等について



## 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位:百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	2024年3月期			2025年3月期		
		適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,666	25,641	—	2,335	28,080	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### 1. 与信相当額の算出に用いる方式及びグロス再構築コストの額

該当ありません。

### 2. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前後の与信相当額

該当ありません。

### 3. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ありません。

### 4. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### 1. 貸借対照表計上額及び時価

単位:百万円

区分	2024年3月期		2025年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,510	2,510	2,490	2,490
非上場株式等	3,406	3,406	3,444	3,444
合計	5,916	5,916	5,935	5,935

(注) 1. 「上場株式等」の貸借対照表計上額及び時価は、事業年度末日における市場価格等に基づいております。  
2. 「非上場株式等」の貸借対照表計上額及び時価において、市場価格がないものは、事業年度末日における帳簿価格を記載しております。  
3. 投資信託の裏付け資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは、「上場株式等」に計上しております。計上金額は、個々の投資信託に占める出資等エクスポージャーの構成比率に基づいて按分計算しております。

### 2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

区分	2024年3月期	2025年3月期
売却益	16	0
売却損	0	0
償却	—	—

(注) 1. 損益計算書における損益の額を記載しております。  
2. 投資信託等の裏付け資産のうち出資等エクスポージャーに該当する損益は含んでおりません。

### 3. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

区分	2024年3月期	2025年3月期
評価損益	333	197

(注) 投資信託の裏付け資産のうち出資等エクスポージャーに該当する評価損益は、個々の投資信託に占める出資等エクスポージャーの構成比率に基づいて按分計算しております。

### 4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

区分	2024年3月期	2025年3月期
評価損益	—	—

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位:百万円

区分	2024年3月期	2025年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	10,276	10,660
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォール・バック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### ■オリジネーターの場合

該当ありません。

### ■投資家の場合

#### 1. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

##### (1) 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

単位:百万円

	2024年3月期		2025年3月期	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	980	—	654	—
リース料債権等	980	—	654	—

##### (2) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

#### 2. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

##### (1) 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

単位:百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分	2024年3月期				2025年3月期			
	エクスポージャー		所要自己資本の額		エクスポージャー		所要自己資本の額	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%~50%未満	980	—	11	—	654	—	7	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

##### (2) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

#### 3. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法は適用しておりません。

## 金利リスクに関する事項

単位:百万円

### IRRBB:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,969	6,389	385	286
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	5,013	5,381		
4	フラット化				
5	短期金利上昇	775	846		
6	短期金利低下				
7	最大値	5,969	6,389	385	286
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,534		10,383	

(注)

金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 【定性的な開示事項】

### 1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益準備金、特別積立金及び繰越金等で構成されています。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させてまいりました。自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとの経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

### 3. 信用リスクに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクは当金庫の健全性・収益性に最も影響を与えるリスクであるため、管理すべき最重要のリスクであると認識し、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに融資審査能力の向上に努め、不良債権の新規発生及び財務内容の悪化した取引先の企業再生支援を図るなど、資産の健全性を高め、信用リスク管理態勢が充実するよう取り組んでおります。

また、業種別・大口融資先等への与信集中リスクの推移をモニタリングや金庫の定める「大口融資管理規程」により管理することにより、与信集中リスクを抑制しております。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定の実施、信用リスクの計量化に取り組んでおります。信用格付システムを導入しており、信用リスクの計測に使用するデフォルト率・非保全率等のデータを整備し、高度な計測モデルを用いてリスク量を計測するよう取り組んでおります。信用リスクの計測結果等につきましてALM委員会にて検討・協議を行うとともに、定期的に常務会に報告しております。

貸出引当金は、「資産査定要領（資産査定基準・自己査定マニュアル）」及び「償却・引当マニュアル」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定された貸出実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なおエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ②株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ムーディーズ・レーティングス（Moody's）
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング（S&P）

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、信用リスクの軽減を目的に担保・保証の保全措置を講じており、具体的には不動産や預金等の担保、信用保証協会等の保証などが該当します。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から審査を行っており、担保または保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。なお、審査の結果、担保または保証が必要な場合にはお客さまへの十分な説明とご理解をいただき適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、当金庫が採用している信用リスク削減手法には、預金相殺のほか適格担保としての自金庫預金積金があります。

保証による信用リスクの削減手法を用いたものとして、日本国政府が保証する債券、地方公共団体が保証する公社公債債券、外国中央政府や外国銀行が保証する外国債券、民間保証会社によるものがあり、民間保証会社に関する信用度の評価については適格格付機関が付与する格付による判定を

しております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### 5. 市場リスクに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場の変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、及び資産・負債（オフバランス取引を含む）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいますが、主な市場リスクには、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクがあります。

当金庫は、市場リスクを総合的にコントロールすることにより、業務の健全性及び適切性を維持しつつ、適正な収益性を確保することを基本としております。

#### ①市場リスク管理態勢

市場リスクを適切にコントロールするため、日次・月次ベースで時価、評価損益、リスク限度枠等のモニタリングを実施しております。市場取引の運用状況や損益状況については、定期的にALM委員会に報告され、同委員会にて検証のうえ、理事会等に報告しております。また、統合的なリスク管理により当金庫全体のリスク許容限度内において各部門に配賦されたリスク資本の範囲内で、リスクをコントロールしております。

#### ②市場リスクの計測

当金庫では市場取引のリスク量について、分散・共分散法によるVaR（バリュー・アット・リスク）等による、業務特性や運用方針に沿った効果的・効率的な方法を組み合わせることでリスクを計測しております。又、VaR計測モデルの精度を検証するために、実際の損益との比較によるバックテストを実施し、さらに、VaRを補完するために、様々なストレス事象を想定したストレステストを実施しております。ストレステストとは、VaRなど過去データに基づく統計的なリスクの計量化では十分に捉えきれない大きな価格変動やショックが発生した場合のリスク量を見るもので、定期的の実施しております。

#### (2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能により損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取り扱っておりませんが、投資信託の裏付資産の一部に派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については、「資金運用方針」及び「資金運用規程」等に基づき、適正な運用・管理を行っております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

#### (3) バンキング勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式型投資信託については、時価評価及びVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク計測によって、リスク量を把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠の遵守状況、ストレステストの結果などについて、ALM委員会に報告し、同委員会にて検証のうえ、理事会等に報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、投資事業組合等への出資金に係るリスクの認識については、有価証券に係る運用計画の中で定める運用枠内での取引に限定するなど、適正な運用・管理を行っております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む。以下本項において同じ。）については、信用リスク及び市

場リスクが内包されておりますが、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用方針」等で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク統括部門及びALM委員会の承認を経たうえで、常務会により最終決定することとしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いております。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適正な処理を行っております。

(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・レーティングス(Moody's)
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング(S&P)

## 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被ることをい、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等を総称して「オペレーショナル・リスク」と定義し、これを重要度の高いリスクと認識し、適正なリスク管理により、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響を最小限に抑えることを目的に「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、オペレーショナル・リスク管理態勢を整備しております。又、これらのリスクに関しましては、重要度の高いリスクと認識し、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

事務リスクとは、役職員の事務上のミスや事故・不正等により損失を被るリスクのことをいいます。このリスクについて、未然に防ぐために各種規程やマニュアルの整備を行い、事務指導の徹底を図るとともに、事務処理の機械化、集中化及び内部統制機能等の強化により事務ミスなどの防止に努めています。また監査部が定期的に監査を行うなど業務全般にわたって厳格な監査態勢を構築し、事故防止のために万全の対策を講じています。

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止又は誤作動、コンピュータの不正使用などによって損失を被るリスクのことをいいます。このリスクについて、主要な業務について信用金庫業界が設立した共同事務センターのオンラインシステムを導入しており、システムの安全管理は万全の体制で対応しております。

法務リスクとは、金融機関の業務及び経営に係る法令・内規等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することにより、金融機関の信用の失墜を招くなど損失を被るリスクのことをいいます。当金庫ではコンプライアンス(法令等遵守)態勢の強化を図り、より高い倫理観の確立に取り組んでいます。

人的リスクとは、職員等の活動、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為及びその他の事象により損失を被るリスクのことをいいます。このリスクについて、役職員の身上把握、職場離脱による検査等を行うほか、公益通報者保護規程の制定や研修・教育等を通じて、人的リスクを抑制するように取り組んでいます。

有形資産リスクとは、災害等により有形資産に直接的な損害・毀損や、その損害・毀損により業務環境が低下し業務が円滑に行えないことによ

り被る損害のことをいいます。このリスクについて、大規模災害等による損害を被った場合のマニュアル等を策定して備えています。

風評リスクとは、根拠のない風説の流布や評判の悪化などの信用力の低下により損失を被るリスクのことをいいます。このリスクについて、風評リスクに対し情報収集に努め、また役職員が公正な業務を行い、風評リスクの管理に取り組んでいます。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法かつILM(内部喪失乗数)の値を「1」とし、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

## 8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としています。当金庫のすべての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクを計測しており、これら金利リスクの計測については、 $\Delta EVE$ (金利変動に伴う経済価値の変化量)、 $VaR$ (バリュー・アット・リスク)といった金利リスク指標を用いております。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、統合的リスク管理態勢のもと、早期警戒制度において求められている自己資本に対する $\Delta EVE$ の比率について厳正に管理しております。

③ 金利リスク計測の頻度

金利リスク指標である $\Delta EVE$ 及び $VaR$ については、リスク統括部が月次で計測し、ALM委員会に報告しております。

④ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当金庫では、時価変動リスク・資金利益変動リスクの管理を目的として、有価証券並びに貸出金に対して、主に金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しておりません。

(2) 金利リスク算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ に関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提  
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については考慮しておりません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta EVE$ については前年同期比で420百万円の減少となりました。

(3) その他の金利リスク計測について

銀行勘定の金利リスクについては、 $\Delta EVE$ に加え、 $VaR$ を計測しております。 $VaR$ については、預貸金、債券等の業務別に、信頼区間99.0%、観測期間5年の分散共分散法により計測しております。

# 索引 開示項目一覧

## 信用金庫法施行規則に基づく開示項目

単体(信用金庫法施行規則第132条による開示項目)

<b>1. 金庫の概況及び組織に関する事項</b>	
(1) 事業の組織	10
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	9
(3) 事務所の名称及び所在地	54
<b>2. 金庫の主要な事業の内容</b>	11
<b>3. 金庫の主要な事業に関する事項</b>	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	13・14
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	33
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	33
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	33
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	34
エ. 受取利息及び支払利息の増減	34
オ. 総資産経常利益率	34
カ. 総資産当期純利益率	34
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	35
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	35
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	35
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	35
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	35
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	36
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	33
④ 有価証券に関する指標	
ア. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	38
イ. 有価証券の種類別の平均残高	38
ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	33
<b>4. 金庫の事業の運営に関する事項</b>	
(1) リスク管理の体制	16
(2) 法令遵守の体制	17・18
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	21~26
(4) 金融ADR制度への対応	19
<b>5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項</b>	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	27・28
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
① 破産再生債権及びこれらに準ずる債権	37
② 危険債権	37
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	37
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	37
⑤ 正常債権	37
(3) 自己資本の充実の状況	41~52
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	39
② 金銭の信託	40
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	40
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	45
(6) 貸出金償却の額	36
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	28
<b>6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの</b>	40

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

資産査定公表	37
--------	----

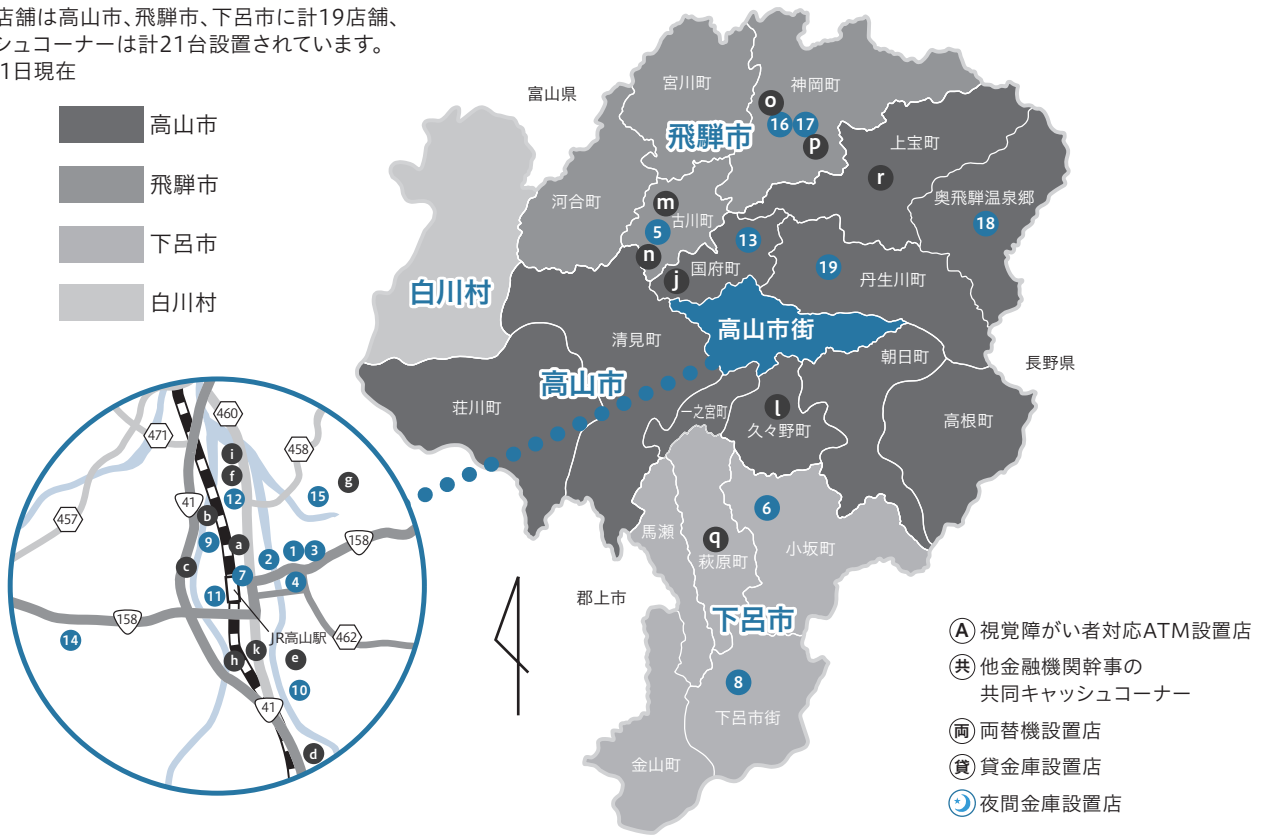
## バーゼルIIIに基づく開示

自己資本の充実の状況

<b>1. 自己資本の構成に関する開示事項</b>	41
<b>2. 定量的な開示事項</b>	
(1) 自己資本の充実度に関する事項	42
(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	44・45
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	49
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	49
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	50
(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	49
(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	49
(8) 金利リスクに関する事項	50
<b>3. 定性的な開示事項</b>	51・52

# 営業エリア・店舗一覧

たかしの店舗は高山市、飛騨市、下呂市に計19店舗、  
店外キャッシュコーナーは計21台設置されています。  
2025年7月1日現在



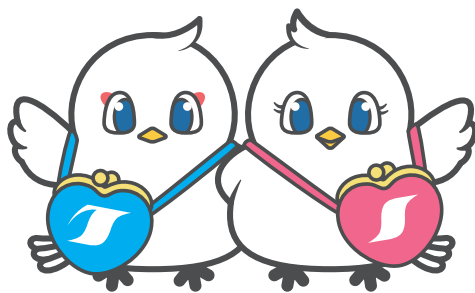
<b>本部</b>	<b>事務センター</b>
TEL(0577)32-2200 高山市下一之町63番地	TEL(0577)32-8281 高山市下一之町25番地
<b>1 本店営業部</b>	<b>3 八軒町支店</b>
TEL(0577)-32-8200 高山市下一之町63番地	TEL(0577)-32-2205 高山市下一之町63番地
<b>6 小坂支店</b>	<b>7 駅前支店</b>
TEL(0576)62-3101 下呂市小坂町小坂町847番地2	TEL(0577)32-1874 高山市花里町6丁目41番地
<b>11 駅西支店</b>	<b>12 桐生支店</b>
TEL(0577)35-0811 高山市昭和町1丁目318番地	TEL(0577)34-8100 高山市桐生町3丁目44番地
<b>16 神岡営業部</b>	<b>17 上宝支店</b>
TEL(0578)82-1200 飛騨市神岡町船津1302番地5	TEL(0578)82-1200 飛騨市神岡町船津1302番地5

<b>2 川西支店</b>	<b>4 さんまち通り支店</b>	<b>5 古川支店</b>
TEL(0577)32-2203 高山市朝日町53番地	TEL(0577)32-2204 高山市上二之町30番地	TEL(0577)73-2831 飛騨市古川町式之町8番5号
<b>8 下呂支店</b>	<b>9 岡本支店</b>	<b>10 日枝支店</b>
TEL(0576)25-2100 下呂市森1064番地24	TEL(0577)34-1051 高山市岡本町3丁目105番地34	TEL(0577)34-5080 高山市片野町6丁目401番地1
<b>13 国府支店</b>	<b>14 新宮支店</b>	<b>15 三福寺支店</b>
TEL(0577)72-4800 高山市国府町広瀬町1594番地3	TEL(0577)35-3322 高山市新宮町3564番地1	TEL(0577)35-3888 高山市三福寺町3326番地1
<b>18 奥飛騨支店</b>	<b>19 丹生川支店</b>	
TEL(0578)89-2134 高山市奥飛騨温泉郷栃尾324番地3	TEL(0577)78-2600 高山市丹生川町坊方2101番地3	

## たかしん たかしんキャッシュサービスコーナー

<b>a</b> 高山市役所出張所	高山市花岡町2丁目	<b>(A)</b>
<b>b</b> ルビットタウン高山出張所	高山市岡本町3丁目	<b>(A)</b>
<b>c</b> グロブナータウン出張所	高山市上岡本町7丁目	<b>(A)</b>
<b>d</b> さとう石浦店出張所	高山市石浦町2丁目	<b>(A)</b>
<b>e</b> さとう山王店出張所	高山市片野町6丁目	<b>(A)</b>
<b>f</b> さとう桐生店出張所	高山市桐生町2丁目	<b>(A)</b>
<b>g</b> エブリ東山店出張所	高山市松之木町	<b>(A)</b>
<b>h</b> 西之一色出張所	高山市西之一色町3丁目	<b>(A)</b>
<b>i</b> 桐生町出張所	高山市桐生町6丁目	<b>(A)</b>
<b>j</b> ラクール飛騨高山出張所	高山市国府町金桶	<b>(A)</b>
<b>k</b> フレスポ飛騨高山出張所	高山市天満町1丁目	<b>(A)</b>
<b>l</b> 久々野出張所	高山市久々野町無数河	<b>(A)</b>

<b>m</b> 飛騨市役所出張所	飛騨市古川町本町	<b>(共)</b>
<b>n</b> 古川町是重2丁目出張所	飛騨市古川町是重2丁目	<b>(A)</b>
<b>o</b> 神岡町東町出張所	飛騨市神岡町東町	<b>(A)</b>
<b>p</b> 宙(スカイ)ドーム出張所	飛騨市神岡町夕陽ヶ丘	<b>(A)</b>
<b>q</b> 萩原出張所	下呂市萩原町萩原	<b>(A)</b>
<b>r</b> 上宝出張所	高山市上宝町本郷	<b>(A)</b>
● JRセントラルタワーズ(スカイシャトル)	名古屋市中村区名駅	<b>(共)</b>
● JRセントラルタワーズ(桜通口)	名古屋市中村区名駅	<b>(共)</b>
● 中部国際空港(アクセスプラザ)	常滑市セントレア	<b>(共)</b>



にちようびの相談まどぐち

# SUNDAY PLAZA



毎週日曜

10:00 ~ 16:00

※年末年始、ゴールデンウィーク等は除きます

TEL.0577-57-7707

**岡本支店**に相談窓口をオープン!

住宅ローンや各種ローンのご相談・お申込みをいただけます

平日にご来店いただけないお客さまも安心!

100年分のありがとうをあなたに

～地元とともに飛躍～

ありがとうをあなたに

100



## 高山信用金庫

〒506-0843 高山市下一之町63番地

TEL.0577-32-2200(代表)

<https://www.shinkin.co.jp/takayama/>



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

このディスクロージャーは、FSC®の認証用紙を使用しています。

また、使用しているVOC FREEインキは、インキ中に含まれる石油系溶剤含有量を  
1%未満に減らすことで、大気中に排出されるVOC(揮発性有機化合物)の量を低減  
することにより、地球環境保全に寄与しています。